

第3期

京丹波町 子ども・子育て 支援事業計画

広げよう 地域の輪 みんなで子育てするまち 京丹波

かかわり
愛(合い)

つながり
愛(合い)

かまい
愛(合い)

NEW!!
つたえ
愛(合い)



はじめに

我が国の子どもと家庭を取り巻く環境は、少子化の加速やコロナ禍による社会の変化などにより、これまでになく大きな転換期を迎えています。貧困や虐待、ヤングケアラーなどの課題がますます深刻、複雑になる中で、国は、子どもの人権を守り、子どもたちが心身ともに健康で幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

京丹波町においても子どもの数は減少しており、子育て力の土台となる地域コミュニティの希薄化も懸念されるところです。地域から子どもの声を絶やさないために、本町の強みである地域ぐるみで子育てを支える文化を将来につなげていくことがますます重要になっています。

この「第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」は、本町の宝である子どもたちや子育て家庭が元気で希望を持ち、笑顔で毎日を過ごせるように、今後5年間の指針を示すものです。「かかわり愛、かまい愛、つながり愛、つたえ愛」をキーワードに、誰もが悩みを抱えて孤立していきたくないよう、地域の皆さんがお互いに信頼関係を深め、子どもや子育て家庭を見守りながら、互いに声かけや相談、情報共有が気軽にできる「広げよう 地域の輪 みんなで子育てするまち 京丹波」の実現を目指します。

本町では、「教育と子育ての町」をまちづくりの重要な柱と位置づけ、子育て支援施策の充実に努めてきました。引き続き、この計画をもとに、安心して子育てと仕事が両立できる環境整備や子どもの成長に合わせた切れ目のない支援、京丹波町ならではの教育の推進などに、住民の皆さんと協働しながらより一層取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたって貴重なご意見、ご提案をいただきました京丹波町子ども・子育て審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などご協力を賜りました町民の皆様に心から御礼申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

令和7年3月

京丹波町長 畠中 源一



目次

序章	子ども・子育て支援事業計画の概要	1
1	子ども・子育て支援事業計画について	1
2	計画の対象	1
3	計画の期間	1
第1章	京丹波町子ども・子育て支援の基本的な考え方	2
1	子ども・子育てビジョン（基本理念）	2
2	計画の基本目標	3
3	京丹波町の子どもや子育てを取り巻く現状	4
4	施策の体系	7
第2章	子ども・子育て支援施策の展開	8
	基本目標1 自分らしく輝ける子が育つ環境づくり	8
	基本目標2 いきいきと楽しみながら子育てできる体制づくり	21
	基本目標3 安心して子育てできる居場所を提供する郷づくり	28
第3章	量の見込みと確保方策	33
1	子ども・子育て支援制度の概要	33
2	将来フレーム（将来の子ども人口）	37
3	幼児期の教育・保育の量の見込み（今後の利用見込み）と提供体制	38
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（今後の利用見込み）と提供体制	39
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	46
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	46
第4章	計画策定にあたって	47
1	計画策定の背景と目的	47
2	計画の位置づけ	48
3	計画の対象	49
4	計画の期間	49
5	計画の策定体制と策定の経緯	49

第5章 計画管理	51
1 計画の推進にあたって	51
2 計画進行管理の体制と仕組み	51
資料編	52
資料1 京丹波町の子ども・子育てを取り巻く各種データの概要	52
資料2 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果概要	64
資料3 パブリックコメント実施概要	72
資料4 第2期計画の進捗・達成状況の概要	72
資料5 計画根拠法 関連条文	77
資料6 京丹波町子ども・子育て審議会委員名簿	78
資料7 子ども・子育て審議会開催経過	79
資料8 用語解説	81

コラム一覧

発達相談.....	10	キッズ・ゾーン.....	29
京丹波町の給食.....	11	移動式赤ちゃんの駅.....	30
体験学習.....	15	京丹波町の「木育」.....	31
図書館の取組.....	18	こども基本法とこども計画.....	50
子育て支援センター.....	23	子育て世帯のご近所づきあい（アンケート結果から）....	66
こども家庭センター.....	25	子どもたちの声（アンケート結果から）.....	71

■ 「子ども」と「こども」の表記について

令和4年6月に成立・公布された「こども基本法」の基本理念に基づき、国はひらがな表記の「こども」の使用を推奨しておりますが、「第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」では、この計画の根拠となる「子ども・子育て支援法」が、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「子ども」として法律の対象としているため、この計画の対象を明確にする目的（例えば「こども基本法」の対象である「心身の発達の過程にある者」を指す「こども」などとの混同を防ぐ）から「子ども」の表記を使用しています。

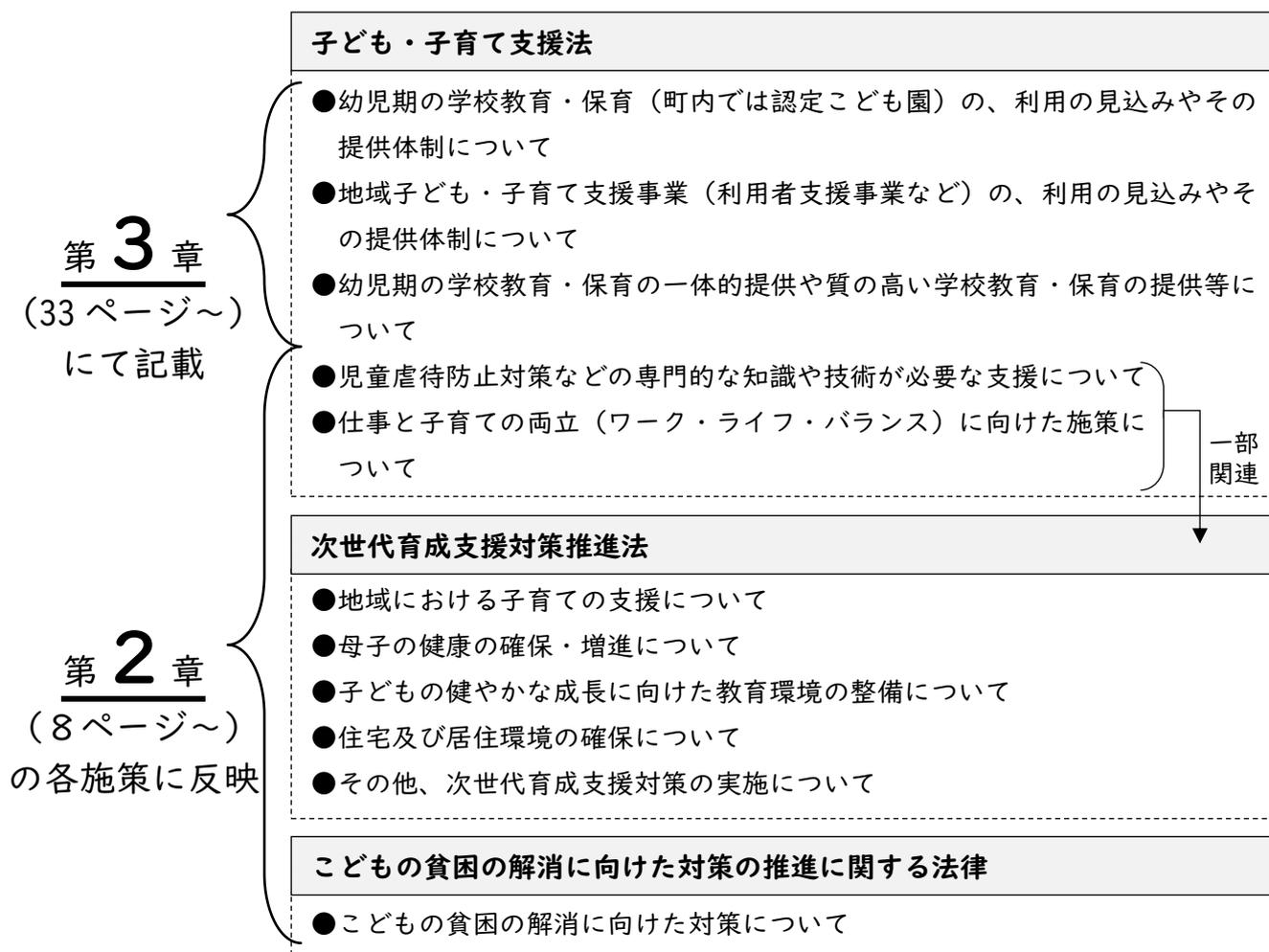
なお、「認定こども園」などの事業や制度の名称については、その事業や制度の表記に従うことにしています。

序章 子ども・子育て支援事業計画の概要

1 子ども・子育て支援事業計画について

「第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」は、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法等に基づいて策定される、本町における子どもや子育てに関する取組の目標や方向性を示す重要な計画です。

■本計画の記載項目



2 計画の対象

本計画は、本町に居住するすべての子ども（0歳から概ね18歳）、子育て家庭及びこれから出産期や子育て期を迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度～11年度の5年間を計画期間とするものです。
ただし、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

※詳細については、「第4章 計画策定にあたって」（47ページ～）を参照ください。

第1章 京丹波町子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

京丹波町ではこれまで、「子育てを みんなではぐくむ 地域の輪」を基本理念に、町独自の魅力を活かした子育て施策を展開してまいりました。特に、前期計画の第2期子ども・子育て支援事業計画では“**かかわり愛（合い）、かまい愛（合い）、つながり愛（合い）**”をキャッチフレーズに、親や地域の大人たちもたくさんの学びを重ね、子どもたちの育ちが町の活力となることをめざして、子どもや子育てに関する様々な取組を進めてきました。

本計画では、第2期計画のキャッチフレーズを受け継いだうえで、“**つたえ愛（合い）**”を重要なキーワードとして新たに加えることにしました。住民をはじめ、団体、事業者、行政などが連携し協働することで、子どもと大人がふれあい、出会いや体験を楽しみながら成長していけるよう、また、町が進めている取組や地域の方々による支援の輪を広げ、「みんなで子育てする」まちづくりを進めていけるよう、本計画の基本理念である子ども・子育てビジョンを次のように設定します。



広げよう 地域の輪

みんなで子育てするまち 京丹波



「かかわり愛・かまい愛・つながり愛」はすごくいい言葉だが、必要な情報が必要な方に届いていないのではないか。



「つたえ愛」のポイントはこちらから伝えるだけでなく、相手から話をしてもらえそうな環境をつくり出すこと。

情報伝達には人と人とのつながりが必要で、信頼関係によって強い共感が生まれるのではないか。

子ども・子育て審議会での検討・意見

2 計画の基本目標

基本理念の実現のため、3つの基本目標を定め、各種取組や施策の推進を図ります。

また、各種支援や取組、各団体や地域の皆さんの活動の情報を広く“つたえ愛（合い）”、情報発信や情報共有に向けた取組も推進していきます。

基本目標 1	自分らしく輝ける子が育つ環境づくり
---------------	--------------------------

すべての子どもは、健やかに、そして自分らしく幸せに生きていく権利を持っています。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、健やかに成長していけるよう、子どもの心身の健康に関する相談や情報提供など妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、子どもたちが家庭、学校、地域の中で多くの人と“かかわり愛（合い）”、経験・体験を重ねる中で生きる力を身につけ、たくさんの可能性の中から自分らしく輝く未来を選択できるよう支援を行います。

基本目標 2	いきいきと楽しみながら子育てできる体制づくり
---------------	-------------------------------

すべての子育て家庭がいきいきと楽しみながら子育てができるような支援体制づくりを進め、身近で気軽に利用しやすい子育て支援サービスの充実を図ります。

子どもの成長や経済面など、悩みや不安を抱えて孤独を感じる方も少なくない中で、身近な地域で子育て家庭をしっかりと“かまい愛（合い）”、保健・医療・福祉・教育等のネットワークによる頼りたいと思えるような支援体制の強化を進め、子育てに自信を持ち、親も子どもとともに育ち続けられる環境づくりに取り組みます。

さらに、働きながら子育てをする家庭や共働き世帯が全国的に多くなっている中で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援についても取り組みます。

基本目標 3	安心して子育てできる居場所を提供する郷づくり
---------------	-------------------------------

子どもや子育て家庭が日常生活を送る地域は、子どもたちの学びや体験の場、子育て家庭の相談先やひと息つける居場所など、子育てを温かく支えていく環境として大変重要です。

世代や立場、時には地域を越えてお互いに“つながり愛（合い）”、すべての子どもと親が「一人じゃない」と感じられるよう、誰もが子育ての当事者の視点を持って支援できる地域づくりを促進します。

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、地域の特徴を最大限に発揮できる子育て環境となるよう、地域と行政とが協働し、子どもの声が絶えない“全員活躍総子育て地域”の実現に向けた仕組みづくりを進めます。

3 京丹波町の子どもや子育てを取り巻く現状

基本目標1 自分らしく輝ける子が育つ環境づくり

京丹波町の現状・課題



データ・評価



アンケート調査



子ども子育て審議会

- ①人口減少が続いており、特に子どもで顕著になっている。
- ②認定こども園の利用者や小学校児童が減少しており、小学校では1学級あたりの人数も減っている。
- ③子育て支援の満足度は5点満点中、就学前児童の保護者で2.96点、小学生の保護者で2.80点。
- ④子育て情報をインターネット、園や学校、町広報から入手する保護者が多い。
- ⑤貧困の状況は全国水準。身近にヤングケアラーがいるという人が一部いる。
- ⑥子どもたちが様々なことを体験・経験できるような環境づくりが必要。
- ⑦不登校の児童も全国的に増えているので、対応を考えていく必要がある。
- ⑧子どもたちが課題を自分の力で解決していけるような支援ができるといい。

■子どもの人口減少と体験ができる環境づくりについて

【関連項目：①、②、⑥、⑧】

対応方針	京丹波町をフィールドに、豊かな自然や伝統文化などを活用したほかにはない探究的な学びや体験ができるよう、取組を推進します。子どもたちからは「子どもが少ないので他の学校との交流をしたい」といった声もあり、小・中学校同士だけでなく、小学校と中学校の交流をはじめ、須知高校や町内の認定こども園との交流の機会も充実させます。また、地域と連携した学校運営や移動図書館車を活用した図書館事業、子どもの発達段階に応じた悩みや疑問の相談の場などの事業も引き続き実施します。
関連施策	基本目標1(2)-① 未来の担い手の育成…14 ページ 基本目標1(2)-② 子どものこころと確かな学力をはぐくむ教育の充実…16 ページ 基本目標1(2)-⑤ 学校・家庭・地域社会の連携…20 ページ

■子育ての満足度を高めるための情報提供について

【関連項目：③、④】

対応方針	子どもたちが健やかに成長していくための環境づくりに向け、きめ細やかな母子保健事業や医療情報の提供をはじめとする様々な子育て支援事業について、本計画で新たに設定したキーワードである“つたえ愛(合い)”に基づき、情報発信の充実を図ります。また、京丹波町の特産である農産物を活用した食育を引き続き推進し、食や栄養に対する関心とふるさとへの愛情をはぐくみます。
関連施策	基本目標1(1)-① 親子の健康の確保…9 ページ 基本目標1(1)-② 食育の推進…11 ページ 基本目標1(1)-③ 小児医療の充実…13 ページ 基本目標2(1)-② 子育て支援のネットワークづくり…23 ページ 基本目標2(2)-① 子育てと仕事を両立するための意識啓発…26 ページ

■子どもをめぐる課題について

【関連項目：⑤、⑦】

対応方針	いじめや不登校、ヤングケアラーやネット関連のトラブルなど、子どもをめぐる課題はこれまで以上に複雑・多様化しています。予防や解決のために、子どもたちへの指導や啓発に加え、子どもや保護者に寄り添った相談体制の充実にも努めます。地域や関係機関との連携のもと、安心・安全な地域環境の確保に努めます。
関連施策	基本目標1(2)-③ 思春期保健対策の充実…19 ページ 基本目標1(2)-④ 子どもの健全育成の推進…19 ページ 基本目標2(1)-③ 子どもに関する専門的な支援の充実…24 ページ

基本目標2 いきいきと楽しみながら子育てできる体制づくり

京丹波町の現状・課題



データ・評価



アンケート調査



子ども子育て審議会

- ①出生数が減少傾向となっており、合計特殊出生率は国や京都府の数値を下回っている。
- ②女性の就業率が京都府内で比較すると高い。
- ③放課後児童クラブの利用者数が増えている。
- ④子育てを楽しんでいる人が増加傾向。しかし、負担を感じる人も2割いる。
- ⑤父親の子育て参加が増加傾向で、両親で子育てする意識が育ってきている。
- ⑥教育や将来の教育費に不安を抱える人が多くなっている。
- ⑦急病時の対応は、仕事と子育ての両立に向けた課題となっている。
- ⑧放課後児童クラブの利用時間延長への要望が高い。
- ⑨保護者が安心できる場所・相談できる場所や、急用等の理由で子どもを預かってもらえる場所も必要。
- ⑩移動手段の少なさは保護者にとっても負担。子どもだけで移動できる手段があるといい。

■子育ての負担軽減について

【関連項目：①、④、⑥、⑨、⑩】

対応方針	少子化や地域のつながりの希薄化、物価上昇などの影響で、育児への負担や将来の教育費への不安を感じている親は多く、すべての子どもが健やかに生まれ、育っていくためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実させる必要があります。子育て環境を把握し、交流・相談の場や子どもの居場所づくりなどの子育て支援施策に取り組むほか、町が実施している様々な助成事業や負担軽減策について、「広報 京丹波」や京丹波あんしんアプリ、SNSなどを活用してさらなる周知に努めます。
関連施策	<p>基本目標2(1)-① 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実 …22 ページ</p> <p>基本目標2(1)-② 子育て支援のネットワークづくり…23 ページ</p> <p>基本目標2(1)-③ 子どもに関する専門的な支援の充実…24 ページ</p> <p>基本目標1(1)-① 親子の健康の確保…9 ページ</p> <p>基本目標1(2)-⑤ 学校・家庭・地域社会の連携…20 ページ</p>

■就労と子育ての両立について

【関連項目：②、③、⑤、⑦、⑧】

対応方針	<p>女性の就業率が比較的高い本町では、仕事と生活のバランスがとれた働き方を選択し、親自身も心豊かに暮らしていける環境づくりが求められています。</p> <p>利用者が増加している放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業、病児保育の受入を確保すると同時に、町全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、職場を対象に育児休暇や子育て期間中の短時間勤務の普及を呼びかけ、父親が子育てについて学べる機会を提供するなどして、職業と家庭の両立を応援します。</p>
関連施策	<p>基本目標2(2)-① 子育てと仕事を両立するための意識啓発…26 ページ</p> <p>基本目標2(2)-② 働きやすい環境づくり…27 ページ</p>

基本目標3 安心して子育てできる居場所を提供する郷づくり

京丹波町の現状・課題



データ・評価



アンケート調査



子ども子育て審議会

- ①子育て支援センターの利用が増加している。
- ②ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用者数が増えている。
- ③三世代同居・祖父母近居の割合が近隣自治体等と比べて高いが、就学前児童の家庭では少し低い。
- ④相談相手は家族や友人などの身近な人が多い。
- ⑤祭りなどの伝統行事に参加する割合が減少傾向となっている。
- ⑥情報共有・発信が重要で、支援を必要としている人に伝わらないといけない。
- ⑦地域の環境づくりも子育てには大事な要素。多世代の交流や異年齢の交流の視点も含めて、地域全体で子育てしていけるといい。
- ⑧大人自身が「京丹波町は良いところ」だと感じて、子どもたちに伝えていけるようにしたい。

■京丹波町らしい環境での子育て支援について

【関連項目：①、③、⑤、⑦】

対応方針	京丹波町の豊かな自然環境に触れ、伝統芸能などを通じて様々な世代の人と交流することは、子どもたちが自分や他人のことを大切に思う気持ちや郷土愛をはぐくむために重要な役割を持っています。子どもたちがこの町で暮らし続けたいと思えるように、地域での体験活動を引き続き実施します。また、子どもたちと地域の人とのふれあいや住宅リフォームへの支援を通じ、世代間交流の促進を図ります。
関連施策	基本目標3(2)-② 子育てを支える地域活動の推進…32ページ 基本目標1(2)-① 未来の担い手の育成…14ページ

■地域で子どもをはぐくむネットワークづくりについて

【関連項目：②、④、⑥、⑧】

対応方針	京丹波町の特徴でもある、子育て家庭や子どもに気軽に相談やアドバイスができるような「おせっかいなまち」を将来にわたって残していくために、子どもや子育てを応援する地域活動やコミュニティの維持・継続を支援します。また、子どもへのあいさつや見守りの推進、地域と子どもの交流の促進、子育て情報の積極的な発信を通じて、地域ぐるみで子どもをはぐくむ意識づくりに努めます。
関連施策	基本目標3(1)-① 安心・安全な環境の整備…29ページ 基本目標3(2)-① 地域で子どもをはぐくむ意識の醸成…30ページ 基本目標2(1)-② 子育て支援のネットワークづくり…23ページ

4 施策の体系

基本理念の実現をめざし、施策・事業を展開するため、施策の体系を次のように設定します。



基本理念

広げよう 地域の輪 みんなで子育てするまち 京丹波



基本目標	施策の方針	実施施策
基本目標 1 自分らしく輝ける子が育つ環境づくり	(1)子どもが健やかに成長するための環境づくり	①親子の健康の確保 ②食育の推進 ③小児医療の充実
	(2)子どもの豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	①未来の担い手の育成 ②子どものこころと確かな学力をはぐくむ教育の充実 ③思春期保健対策の充実 ④子どもの健全育成の推進 ⑤学校・家庭・地域社会の連携
基本目標 2 いきいきと楽しみながら子育てできる体制づくり	(1)安心して楽しい子育て支援体制づくり	①幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実 ②子育て支援のネットワークづくり ③子どもに関する専門的な支援の充実
	(2)子育てと仕事の調和の実現に向けた体制づくり	①子育てと仕事を両立するための意識啓発 ②働きやすい環境づくり
基本目標 3 安心して子育てできる居場所を提供する郷づくり	(1)子どもが安心・安全に育つ地域づくり	①安心・安全な環境の整備
	(2)子どもをはぐくむ地域・コミュニティづくり	①地域で子どもをはぐくむ意識の醸成 ②子育てを支える地域活動の推進

第2章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 自分らしく輝ける子が育つ環境づくり

アンケートや子ども・子育て審議会での意見

・京丹波町産の食材をたくさん使った給食やおやつを出してもらえるのでうれしい

・学校の先生と保護者のつながりは、子どもの健全な成長にとっても大切
もっと本音で話し合えると良いな

・子どもの貧困状況は全国水準
・「家族や親族、友人・知人の子どもにヤングケアラーがいる」方が2～4%

・修学旅行・運動会・文化祭など学校行事での経験は、子ども達にとって大切な財産
・京丹波町はコロナ禍でも中止しなかった。行事をする意義を地域で共有できている

・子どもたちが多様な体験や経験をすることは社会面・学習面で重要で、自己肯定感にも大きな影響を与える
・「京丹波町にはこんないいところがある」と感じながら多くの体験や経験をしてやりたいことを見つけてほしい

・京丹波町の子育て支援は充実してきているが、必要な人に情報が届いていない可能性も
・周知・PR+自分から情報を取りに行く意識づけをすることも重要な視点

・子育て支援満足度（5点満点）
就学前保護者：2.96点 小学生保護者：2.80点
就学前は上昇しているが、小学生は下降している

・生きる力をはぐくむこと
・未来へはばたける子どもを育成していくこと

・異年齢の人や多文化と触れ合うことは、学びや新しいことに目を向けるチャンス
・学校間の交流の機会も増えるとうれしい

・こども食堂のような、子どもが安全で安心して過ごせるスペースを作ってほしい
・不登校児の居場所づくりも必要

施策の方針

- (1) 子どもが健やかに成長するための環境づくり
- (2) 子どもの豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

注目事業

- 発達支援事業…10 ページ
- 探究的な学びの充実…17 ページ

注目標

- 探究的な学びの成果発表校数…18 ページ

小学生向けの「こども議会」の開催など、交流発表の場の拡大に取り組みます。

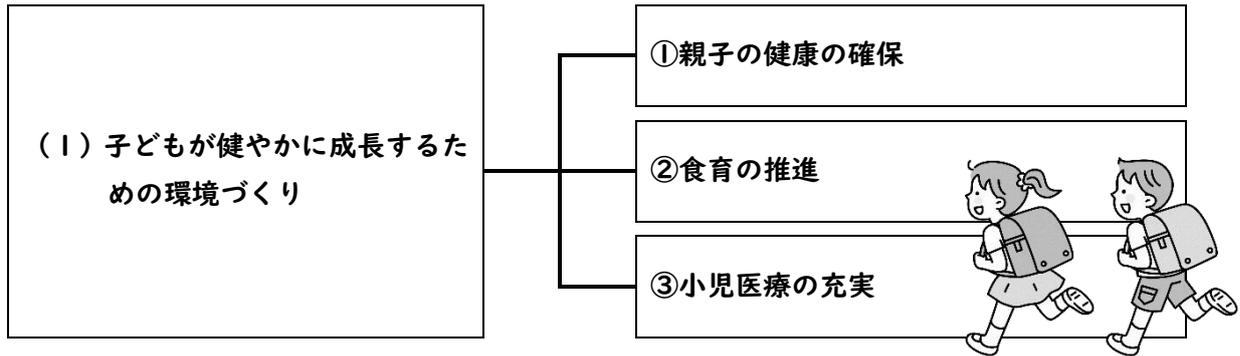
3
中学校



8
小中学校



(1) 子どもが健やかに成長するための環境づくり



①親子の健康の確保

<施策の方向性>

- 親子の健康の確保・増進のために、妊娠期から継続した保健指導、健康診査を充実させます。
- 発達段階に応じた子育てのきめ細かい知識の指導など、健診内容の充実を図り、健診未受診の家庭のフォローも行います。発達相談や療育事業などの支援の場適切につなぎます。

<具体的な取組事業>

母子健康手帳の発行時の面談	母子健康手帳の発行時に保健師が面談し、妊娠中の情報提供や個別面談を行うことにより、安心して出産することができるよう支援します。
妊婦健診・産婦健診費用の助成	妊娠・出産に係る費用負担を軽減するため、健診費用を助成（上限額有）します。
マタニティマークの普及・啓発	妊婦にやさしいまちづくりをめざし、母子健康手帳発行時にマタニティマークのシールとキーホルダーを配布します。
妊婦訪問・新生児訪問の実施	希望に応じた妊婦訪問及び全員を対象とした新生児訪問を行います。
妊婦・乳幼児相談の実施	育児不安の軽減及び孤立化を防ぐため、妊娠中の相談や子どもの発達を確認しながら、育児や離乳食などの相談に個別に応じます。
マタニティ・産後ヨガ教室の実施	妊娠期から人とのつながりをつくり、健康的なマタニティ・産後ライフが送れるよう、ヨガ教室を通じた交流と健康づくりを支援します。
産後ケア事業の実施	母子が医療機関に宿泊する「宿泊型」、助産師が自宅訪問する「アウトリーチ型」を実施し、安心して子育てができるよう支援します。対象者は支援を必要とするすべての方とし、「アウトリーチ型」の利用料は無料として利用者の負担軽減を図ります。
ベビーマッサージ教室の開催	親子のコミュニケーションを深め、親同士の交流を図る場として、ベビーマッサージ教室を開催します。
乳幼児健診の実施	発達段階に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、乳児前期・後期健診をはじめ、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診を実施します。また、1か月児健診（個別健診）の費用助成を行います。

子どもの歯科保健の充実
歯科医師による診察並びに歯科衛生士による保健指導を実施します。また、フッ化物塗布や認定こども園、小・中学校でのフッ化物洗口を推進することで、歯科衛生の充実に努めます。
ブックスタート事業の実施
親子のコミュニケーション醸成をめざし、乳児前期健診の出席者に1対1で絵本の読み聞かせを行った後、絵本をプレゼントします。
発達支援事業
身近な相談の場として、医師や作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士、公認心理師などによる専門的な相談の場を設けるとともに、療育事業を実施します。
不妊治療等助成金交付事業
少子化対策の一環として、不妊治療に要する費用の一部を助成します。
予防接種事業
重症化のおそれがある疾病の発生予防及びまん延防止のため、正しい知識の啓発や普及を行い、納得して予防接種を受けていただけるよう努めます。
成人の健診・がん検診事業
若い世代からの健診受診を勧奨します。がん予防対策として、子宮頸がん検診、乳がん検診等、がん検診の受診勧奨を行います。
多様性を尊重した子育て支援
相談・交流の場の提供や認定こども園と小・中学校、関連部署の連携により、子どもや保護者の多様性を理解し、安心して子育てができるよう支援します。

<数値目標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
母子健康手帳発行時の面談率	100%	100%
マタニティ・産後ヨガ教室(参加率)	27.7%	30%
ベビーマッサージ教室(参加率)	23.1%	30%
乳幼児健診(受診率)	96.7%	100%
ブックスタート事業(乳児前期健診受診率)	100%	100%
予防接種事業(MR予防接種2期接種率)	90%	95%以上

コラム 発達相談

子どもの成長や発達に関する様々なことを相談できる場があります。



忘れ物や
好き嫌いが多い

発音が不明瞭

わが子に合った
かかわり方を知りたい

家ではやんちゃだけど
外では引っ込み思案

思春期のことを
知りたい



内容に応じて、医師、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士、公認心理師など専門家による相談を紹介いたします。子ども時代を子どもらしく過ごすこと、子育てが楽しくなることを応援する場所です。健康推進課(0771-86-1800)までお気軽にご連絡ください。

②食育の推進

<施策の方向性>

- 旬の食材・地元の食材を利用した料理情報の紹介を通じて、子どもと保護者に対して食への意識向上を図ります。
- 認定こども園や学校においては、正しい食生活や栄養のとり方など、食生活全般にわたる教育を行います。
- 地域学校協働活動推進事業などを活用し、農林業と食に対する関心を高めるとともに、ふるさとへの愛情をはぐくみます。

<具体的な取組事業>

乳幼児健診における栄養士の相談・支援

月齢、年齢に応じた適切な食生活全般について、乳幼児健診時に栄養士による個別栄養相談・支援を行います。

離乳食教室の開催

妊娠中の方やその家族及び出産後の保護者などに対し、授乳や離乳食に対する不安軽減及び幼児食への移行について早期に適切な支援を行います。

「おやこの食育教室」の開催

バランスの良い食べ方や食事のマナーなど、良い食習慣を育て、食への関心を広げるとともに、親子の大切なコミュニケーションの場をめざし、食生活改善推進員協議会を中心に実施します。

コラム 地元食材いっぱい！京丹波町の給食



この日の味夢くんランチでは、京丹波町産の食材を使った「きょうたんばカレー」が出ました。



町内の認定こども園や小・中学校では、給食に京丹波町産の食材を多く使ったメニューが提供される日があります。ある日の献立を見てみましょう。

●京丹波だいすき給食（こども園）

●味夢くんランチ（小・中学校）

メニュー	主な京丹波町産食材	メニュー	主な京丹波町産食材
ごはん、みそ汁	米、さつまいも	きょうたんばカレー	京丹波ポーク
豚肉とキャベツの炒め物	豚肉、木綿豆腐	フルーツナタデココ	はたけしめじ
さつまいもの甘煮	味噌、きな粉	牛乳	米、じゃがいも
きな粉プリン	はたけしめじ など		にんじん など

ほかにも、須知高校や地元の食品会社で作られた加工品や友好町の福島県双葉町にちなんだ料理などが登場する日もあり、様々な給食メニューが企画されています。

<p>家庭や地域と連携した認定こども園や学校における「食育」教育の充実</p> <p>基本的な食習慣の獲得に向けた支援や、正しい食生活や栄養のとり方などを学ぶため、家庭や地域との連携を強化するとともに、校種間の連携を図りながら食育の推進に努めます。</p>
<p>食への関心を高めるための栽培・収穫体験の実施</p> <p>栽培から収穫までの作業を体験する中で、地域の人とのふれあい、農産物への愛着やこころの成長を促すとともに、食に対する正しい知識を養います。</p>
<p>郷土愛をはぐくむ農業体験教室の開催</p> <p>ふるさとへの愛情をはぐくむため、地域学校協働活動推進事業を活用し、町の特産である農産物に食をからめた体験教室を実施します。</p>
<p>学校給食などにおける地産地消の取組</p> <p>地元産食材への関心を高めるため、小・中学校では京丹波町食材を多く使った「味夢くんランチ」の提供など、地元産食材の積極的な活用を図ります。また、認定こども園でも「京丹波だいすき給食」の取組を通じて、意識向上を図ります。</p>
<p>旬の地元産食材を活かした料理情報の提供</p> <p>地域への愛着心を高め、四季折々に新鮮な旬の地元産食材の積極的な活用を図るため、広報媒体等を活用し情報を提供します。</p>
<p>生活習慣病予防の教育を実施</p> <p>高血圧症等の生活習慣病予防及び食育推進のため、乳幼児健診の機会を活用し、保護者に対する尿中塩分測定、適塩・カリウム摂取（野菜・果物等）指導を行い、子どもを通じて家族全体の健康づくりを支援します。</p>

<具体的な取組事業>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
乳幼児前期・後期健診における個別栄養指導(実施率)	100%	100%
家庭や地域及び校種間連携の実施校園数	8小中学校・3園	8小中学校・3園
地域と連携した栽培・収穫体験の実施校園数	5小学校・3園	5小学校・3園
地域学校協働活動推進事業による取組学校数	5校	5校
地元食材を活用した給食を提供している校園数	8小中学校・3園	8小中学校・3園

③小児医療の充実

<施策の方向性>

- 子どもの健康管理や疾病予防に対し、身近なかかりつけ医を持つように働きかけ、普段からの健康づくりを促進します。
- 乳幼児健診などを通じて資料を配布し、事故防止について指導します。また、認定こども園などにおいても事故防止に努めます。
- 南丹医療圏内において常勤小児科医師勤務体制がとれる京都中部総合医療センターと連携を図る中で、24時間の小児救急医療体制の確保に努めます。

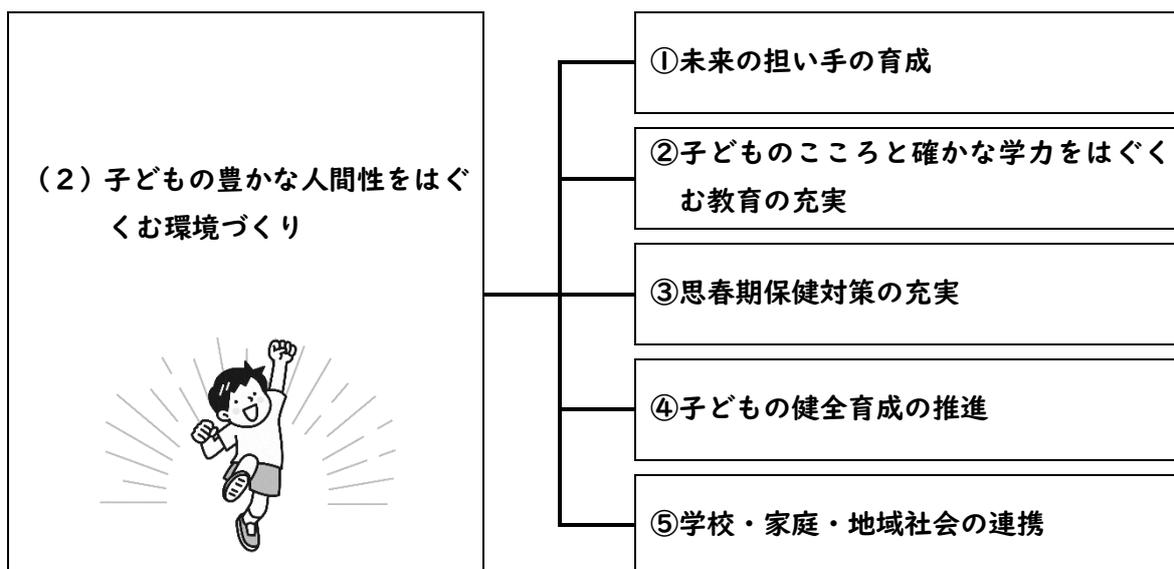
<具体的な取組事業>

かかりつけ医づくりの促進	子どもの健康管理や疾病予防、普段からの健康づくりを図るうえで、身近な存在である町立医療機関がかかりつけ医として活用されるよう積極的に働きかけます。
小児救急電話相談の活用や医療機関の情報提供	保護者の不安解消を図るため、小児救急電話相談（#8000）や町立医療機関の診療体制を、広報紙などを通じて周知します。
乳幼児の事故防止対策	乳幼児健診の際に事故防止の啓発を行うとともに、認定こども園などにおいては乳幼児の事故を防止するための危機管理体制構築と意識向上に努めます。
病児保育室の運営	病気やけがなどのために保育施設での集団生活が困難な子どもを、保護者が仕事などで家庭で保育できない場合に、京都中部総合医療センター併設の病児保育室で一時的に預かることで保護者の就労を支援します。

<具体的な取組事業>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
京丹波町病院における土曜診療の実施	月2回	月2回
医療機関の情報提供（広報お知らせ版への掲載）	毎月	毎月
乳幼児健診（事故防止啓発の実施率）	100%	100%

(2) 子どもの豊かな人間性をはぐくむ環境づくり



①未来の担い手の育成

<施策の方向性>

- 多様な体験活動を通じて生きる力の育成をめざします。
- 道徳教育・人権教育や職場体験により意識の向上を図り、未来を担う存在としての子どもの健やかな成長を支援します。
- 中高生等が認定こども園との交流を行うなど、乳幼児とのふれあい体験を通して、家庭の大切さや子どもを生ま育てることの意義を理解し、社会の一員として自覚と責任を持って行動できる社会性をはぐくむための取組を推進します。
- 各スポーツ少年団や文化クラブ活動における地域指導者の活用や指導者研修会を実施するとともに、広報等により団員数増加につなげます。

<具体的な取組事業>

<p>生きる力を育成する体験活動の実施</p> <p>将来にわたる生きる力を育成するために、各校生活科や総合的な学習の時間、特別活動などを通して多様な体験活動を行います。</p>
<p>道徳教育・人権教育の推進</p> <p>「特別の教科 道徳」の教科書、副読本「私たちの道徳」並びに「京の子ども 明日へのとびら」（京都府教育委員会作成）等を活用し、充実した道徳教育を行います。また、適切な教材や身近な教材を活用するとともに、現代的な課題にも目を向け、普遍的な視点、個別の視点の両面から人権問題を捉え、人を思いやり尊重するところなど、豊かな人間性をはぐくみます。</p>
<p>福祉施設訪問及びボランティア体験活動の実施</p> <p>丹波高原荘、瑞穂山彦苑、長老苑や丹波桜梅園などへの訪問等により、高齢者や障害のある人とふれあう機会を通じて、互いの人権を尊重し、ともに暮らすことの大切さを学ぶ機会とします。</p>

職場体験学習の実施
勤労観や職業観の育成を踏まえ、生きる力につながるキャリア教育の充実と学習意欲の向上をめざして、地元の事業所などに協力いただく中で職場体験学習を実施します。
地域資源や伝統文化を活かした体験学習の推進
ふるさとの自然、歴史、文化に対する意識を高め、郷土愛を育てていくため、地域の資源や伝統文化を活かした体験学習やクラブ活動を推進します。現在、下山小学校では、丹波八坂太鼓、和知小学校と和知中学校では、和知太鼓と和知人形浄瑠璃をそれぞれの保存会の皆さんの指導のもと、取り組んでいます。
ライフデザイン教育推進事業
中高生を対象に、思春期の子どもが乳幼児とふれあう機会を設け、子育てや命の大切さについての知識及び意識を高める取組を行います。
園外保育、保育体験実習の実施
地元の学校と密接な関係を築くため、認定こども園では保育体験実習など町内小・中学校及び高校の活動を受け入れます。また、認定こども園と子育て支援センターでは、須知高校の協力を得る中で農業体験を行います。

コラム 京丹波町をフィールドにした体験学習

京丹波町では、総合的な学習の時間を軸に、地域をフィールドとした「探求的な学び」に取り組んでいます。

「食のまち京丹波」ならではの特色ある食材を活用した地元農家や起業家とのコラボ商品の開発、人形浄瑠璃や太鼓などの伝統文化を活かした体験学習の推進、散策や宿泊体験を通じた観光資源の魅力発掘など、本町の様々な地域資源を積極的に取り入れた体験型学習を展開しています。

中学校では、本町が誇る「京丹波栗」を題材とした栽培や販売等についての考察、関西大学と連携した防災学習、町イノベーションラボとの連携による町の未来に向けた提案などに取り組んでいます。

また、新たに、町内の「山城」を教材とした学習を導入し、子どもたちは実際に城跡を歩いて遺構の説明を聞いたり、PRパンフレットを作成するなど、身近な歴史について理解を深めています。

引き続き、子どもたちが自分たちのまちの魅力に気づき、ふるさと京丹波への愛着と誇りを育むことができる学びの機会の創出に取り組みます。



▲山城跡を散策する小学校の児童たち

スポーツ少年団の育成
基礎的な運動能力を養い、豊かな人間性をはぐくめるよう、スポーツ少年団活動を推進するとともに、地域指導者の活用や指導者研修会を行います。
家庭教育支援の推進
子どもが家族のふれあいを通して生活能力や思いやり、自尊心などを身につけられるように、保護者を対象とした講座の開催や家庭教育に関する資料の提供など、発達段階に応じた学習・交流の機会の充実や情報提供に努めます。

<目標指標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
福祉施設訪問、ボランティア体験活動の実施学校数	1小学校	8小中学校
職場体験学習実施校	3中学校	3中学校
乳幼児ふれあい体験、認定こども園との交流事業実施学校数	1小学校	3中学校
園外保育、保育体験実習の実施園数	園外保育3園 保育体験実習2園	3園
スポーツ少年団活動実績（小学生の加入率）	19%	50%

②子どものこころと確かな学力をはぐくむ教育の充実

<施策の方向性>

- 幼児期に子どもの豊かな感性や基本的な生活習慣をはぐくめるよう、幼児教育の充実を図るとともに、認定こども園や小学校、中学校の保育・教育施設と地域との連携をより一層強化します。
- 子どもの確かな成長を支援するため、移行支援シートを積極的に活用するとともに、地域と学校、また各学校間が連携し、支援が必要な児童・生徒への対応について、引き続き適切な体制づくりに努めます。
- 様々な分野の研修により、教育を担う教職員の教師力の向上を図ります。
- 子どもの確かな学力をはぐくむことができるよう、少人数教育を通じて一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進します。
- 子どもの思考力・判断力・表現力をはぐくむため、地域をフィールドとした課題解決型の探究的な学びを推進します。
- 子どもの豊かなこころをはぐくめるよう、読書活動や体験学習などを推進します。

<具体的な取組事業>

就学前教育の充実
各年齢に応じた到達目標を作成し、個々に応じた教育・保育を進める中で、子ども一人ひとりの発達を促す取組を実践します。
学習支援員配置事業
一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を行えるよう、学習支援を要する児童・生徒が在籍する学校へ教員などの学習支援員を配置します。
特別支援教育の充実
特別支援教育を充実させるため、丹波ひかり小学校、瑞穂小学校、蒲生野中学校の3つの拠点校に設置している通級指導教室を核に取り組みます。

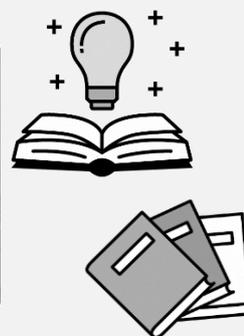
教職員研修の充実
教職員の指導力及び資質能力向上をめざし、各種研修への積極的な受講を促します。
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入による「地域とともに歩む学校」づくりの推進
子どもたちの豊かな成長を支えられるよう学校と保護者・地域住民が知恵や意見を出し合い、学校運営に反映させる仕組みである学校運営協議会と協働して「地域とともに歩む学校づくり」を推進し、地域による学校支援活動をはじめ、相互交流を図りながらの取組を推進します。
探究的な学びの充実
学校、地域、行政が連携し、子どもが京丹波町を題材に探究的な学びを実施できるよう支援するとともに、発表交流の場として、中高生を対象とした「ジュニア世代の学びと提案」や小学生を対象とした「こども議会～キッズ世代の学びと提案」の開催などに取り組みます。
図書館事業の充実
乳幼児期から切れ目なく、すべての人に読書の楽しみを広げるため、認定こども園、学校、家庭、地域や福祉施設等と積極的に連携し、移動図書館車による訪問などにより、読書活動の推進を図ります。
認定こども園、小学校、中学校の交流の充実
各中学校ブロックを核として、認定こども園と小・中学校の教職員が連携する機会を充実させるとともに、認定こども園と小学校の交流、小学校同士の交流、小学校と中学校が交流する場を設定し、子どもたちの交流の機会を充実します。
就学前園児と小・中学校、高校などとの連携
豊かな体験を通して学びを深めるため、幼小中高等学校連絡協議会やパートナースクール事業などの取組を展開します。
発達支援事業による訪問
認定こども園や小・中学校に作業療法士が訪問し、子どもたちが自分の持てる力を発揮できるためのかわりを、現場の職員とともに考えます。
発達相談の実施
医師や作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士、公認心理師による子どもの個々の成長過程を丁寧に追う相談の場を設け、各年齢で生じる悩みや疑問に対応します。
教育相談事業の充実
スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの活用や関係機関との連携を進めることで、園児や児童・生徒、保護者の教育相談に対応します。
基礎学力向上対策の推進
少人数制による個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、子どもたちが学ぶことの喜びやわかることの達成感を実感できるよう、仲間とともに楽しく学べる環境づくりに努めます。
移行支援シートの活用
充実した学校生活などが送れるよう、保護者と学校などの関係機関が連携し、子どもたちに切れ目のない支援を提供できる体制づくりに努めます。
教育・保育施設の整備
認定こども園や学校など公共施設の整備及び改修・補修を行い、子どもが安全に利用できるよう努めます。

<具体的な取組事業>

		令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
学習支援員配置事業（配置校数）		8小中学校	8小中学校
コミュニティ・スクールの導入		5小学校	8小中学校
地域学校協働活動推進事業実施校数		5小学校	8小中学校
探究的な学びの成果発表校数		3中学校	8小中学校
図書館の環境 整備	設置館数	4館	4館
	人口一人当たりの貸出冊数	3.9冊	5冊

コラム

図書館の取組



地域の学びの場、交流の場として長年親しまれてきた公民館図書室が、令和5年度から京丹波町図書館として新しくスタートしました。中央館では、資料の複写や国立国会図書館からの資料の取り寄せもできるようになりました。

図書館各館では、子どもをはじめ様々な世代に向けた各種イベントを定期的に行なうとともに、移動図書館車を活用し、町内のこども園や小学校、子育て支援センター等に出向き、本の貸出しやおはなし会を開催するなど、アウトリーチ型の取組みも行っています。

町内の小学1年生に本を贈呈するセカンドブック事業や、自習や調べ学習、夏休みの宿題などの支援などを切り口とした事業を展開し、子どもたちと本との出会いをサポートします。



③思春期保健対策の充実

<施策の方向性>

- 中学生などへの性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた指導や教育に努めます。
- 子育て講演会を実施し、子育て中の保護者の意識を啓発します。

<具体的な取組事業>

発達段階に応じた性教育の推進
性に関する正しい知識を普及するため、小・中学校において発達段階に応じた性教育を行います。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
それぞれが及ぼす害に関する正しい知識を普及するため、関係機関と連携し学習の場を設けます。
子育て講演会の実施
青少年の健全育成や子育ての悩みや不安に対応し、情報を提供する場として、また、子育て世代の研修の場として開催します。
健康教育の推進
健康な生活習慣や正しい知識を普及するため、認定こども園及び小・中学校において健康教育を行います。

<目標指標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
喫煙・飲酒・薬物の乱用防止に関する指導	8小中学校	8小中学校

④子どもの健全育成の推進

<施策の方向性>

- いじめや不登校、非行といったところの問題に対応できるよう、子どもや保護者に対する相談体制の充実に努めます。
- 小・中学校において体験学習や職場体験を実施することにより、働くこと、社会とかかわり役立っていくことの意識の高揚を図ります。

<具体的な取組事業>

仕事・文化体験活動の実施
働くこと、社会とかかわり役立っていくことの意識の高揚を図るため、小・中学校において体験学習や職場体験を行います。
子どもの相談窓口の充実
小・中学生などが気軽に悩みを相談できるよう、教育委員会に子ども相談専用電話を設置するとともに、拠点校方式(4校)によるスクールカウンセラーを配置、蒲生野中学校を配置校とした「まなび・生活アドバイザー」を配置します。また、虐待などの被害にあった子どもに寄り添い、関係機関と連携し、ところのケアに努めます。

情報モラル教育の推進

SNSをはじめとするインターネットの使用に起因するいじめや犯罪被害、過度な依存などを防止するために、子どもがインターネットを安心・安全に使用できるための啓発教育や情報提供を行います。

<目標指標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
子ども相談窓口の充実(専用電話対応件数)	0件	5件

⑤学校・家庭・地域社会の連携

<施策の方向性>

- 連絡網や情報発信アプリの活用、家庭訪問などを通して、保護者と連携します。また、PTA連絡協議会や保護者会の体制強化を支援します。
- 地域における子育て力を高めるため、専門機関や子育て支援機関との連携を強化します。

<具体的な取組事業>

保護者との連携体制づくり

連絡網や情報発信アプリの活用、個別懇談に加え、認定こども園では毎月1回子育て相談日を設けるなどして、保護者との連携に努めます。また、PTA活動や保護者会活動も積極的に支援します。

専門機関と子育て支援機関との連携強化

地域における子育て力を高めるため、専門機関や子育て支援機関との連携を強化します。子ども・子育て審議会の機能強化や子どもを守る地域ネットワーク協議会の活動内容の充実に努めます。

基本目標2 いきいきと楽しみながら子育てできる体制づくり

アンケートや子ども・子育て審議会での意見

- ・子育てに関する相談先は「家族・親族」「友人・知人」が多く、身近な人が多くなっている
- ・また、就学前保護者の3.9%、小学生保護者の6.8%が「相談先がない」と回答している

- ・「子どもの急病時の対応」が困りごと
- ・急病時の預かり先や休日や夕方に受診できる場所が近くにあるといい

- ・子育てに関する不安として「将来の教育費」を挙げる方が多い
- ・将来を考えるとみんな不安に思うだろうな

- ・赤ちゃんの頃からいろいろな体験ができるいい環境だと思う
- ・子育て支援センターを初めて利用する時にはためらいがあったが、温かく歓迎していただいた

- ・子どもの交流やサークルなどは就学前児童や小学生などで区切らず、みんなで参加出来ると良い

- ・子育てを楽しんでいる方の割合は増加
- ・しかし、子育てを負担に感じている方も2割ほどいる状況となっている

・親自身も心豊かに生きられる視点も大事

- ・仕事と育児の両立に疲れ、子どもに向けるべき愛情が足りていない気がする
- ・職場の理解や制度の充実が進むといい

- ・子どもを預けるのは何となく気が引ける
- ・育児の休息という考え方が広がってほしい

- ・「ひとりじゃないよ」たくさんの人に頼れる子育てを進めていくこと
- ・育児を相談できる人や場所が必要

- ・子どもが習い事や希望の進学先に通うために送迎が必要
- ・移動手段は大きな課題の1つ

施策の方針

- (1) 安心して楽しい子育て支援体制づくり
- (2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた体制づくり

注目事業

- 子育て支援センター拠点事業の実施…22 ページ
- 不登校児童・生徒への支援…25 ページ

注目標識

SNSを通じた子育て支援情報の年間投稿数…24 ページ

情報提供体制の充実のため、SNSを通じた情報発信を実施します。

0回
(未実施)

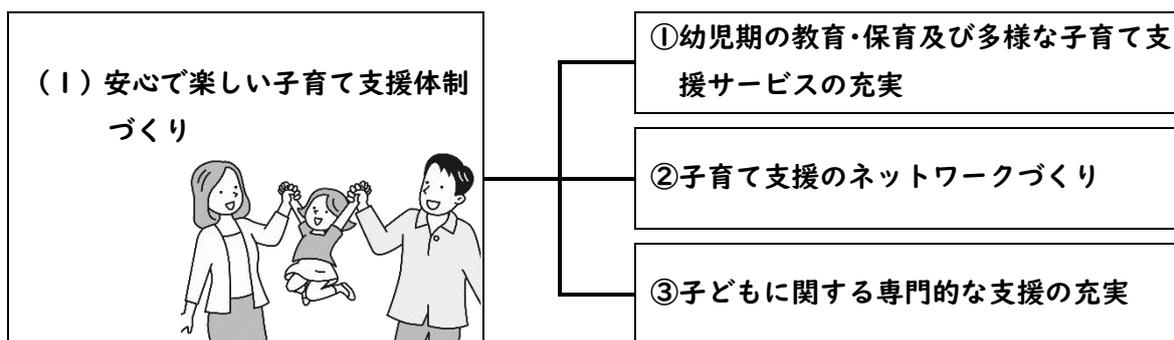


48回

NEW!



(1) 安心して楽しい子育て支援体制づくり



① 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実

<施策の方向性>

- 地域における教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもと子育て家庭に対し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供します。
- 教育・保育に携わる関係職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

<具体的な取組事業>

地域子ども・子育て支援事業	子育て家庭を支援するため、子ども・子育て支援事業（利用者支援事業等）に加え、不安や困りごとを抱えた子どもや子育て家庭、妊産婦などへの訪問支援や居場所づくりなど家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）を実施します。
年中児発達サポート事業の実施	保護者が子どもの育ちを捉え、前向きに就学に向けた準備を行えるよう、認定こども園、学校、教育委員会、子育て支援課、健康推進課等、子どもにかかわる機関で協力して年中児発達サポート事業を実施します。
子育てサークルなどの活動支援	子育て支援センターでの交流事業を通じて、子育てサークルの新規立ち上げの機運をはぐくむとともに、サークル立ち上げや活動場所などの相談に応じることで、活動支援に努めます。
子育て支援センター拠点事業の実施	未就園児開放日の設定や各種子育て情報の発信をはじめ、保護者の交流、地域の子育て支援者育成、相談事業などを行う子育て支援の拠点として事業を実施します。
資質向上をめざした研修の実施	保育教諭等の資質向上をめざし、各認定こども園での取組をはじめ、関係機関や関係団体が主催する研修事業などへ積極的に参加するよう努めます。
認定こども園におけるICT技術の活用	認定こども園に保育ICTシステムを導入し、アプリを通じた保護者の利便性向上や園とのコミュニケーションの円滑化、保育業務の負担軽減に努めます。

<数値目標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
地域の子育て団体数	3団体	4団体
子育て支援センター及び未就園児 園庭開放日の設定	延べ参加者数	1,453人
認定こども園保護者のアプリ登録率	0% (導入前)	100%

コラム

子育て支援センター

京丹波町子育て支援センターでは、未就園児が親子で自由に遊べる開放日をはじめ、0～2歳児を対象にした通所事業、人形劇の鑑賞や絵本で遊ぶ「にこにこひろば」、子どもの成長や食育などをテーマに交流する「のびのびこそだて」、短時間の子どもの預かりなど、様々な事業を実施しています。



妊婦・乳幼児相談やベビーマッサージ教室も開催しており、親子が気軽に交流・相談できる場になっています。

詳しい日程などは町ホームページの「子育てるんるんカレンダー」や「広報 京丹波」をご確認ください。

②子育て支援のネットワークづくり

<施策の方向性>

- 子育て支援センターを拠点に、子育て家庭への各種サービス情報の発信、地域の子育て支援者の育成、相談事業など、各種支援事業の充実を図ります。
- 地域の中で安心して子育てできる環境づくりと総合的な子育て支援の推進をめざし、関係機関や関係団体などとの連携強化により、相互の協力による子育て支援ネットワークの構築に努めます。

<具体的な取組事業>

関係機関との連携強化

地域の身近な相談相手でもある主任児童委員や民生児童委員などの関係機関との連携を強化し、子どもの見守りや相談活動といった地域に根ざした活動を支援します。

子育て支援の人材育成

子どもが安心して地域で育つことができるよう、登下校の見守りや学校支援活動などの地域活動を行う人材の育成に努めます。

情報提供媒体の充実

京丹波町子育てハンドブック、「広報 京丹波」、町ホームページ、京丹波あんしんアプリなどの活用に加え、SNSを通じた情報発信も実施することで、情報提供体制の充実に努めます。

<数値目標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
子育て支援情報のSNSへの年間投稿回数	0回(未実施)	48回

③子どもに関する専門的な支援の充実

<施策の方向性>

- ひとり親家庭をはじめ、外国人や障害のある子どもや親など、見守りや支援を必要としている家庭が、地域の中で安心して楽しく暮らしていけるよう、関係機関などによる連携を図りながら支援体制を構築していきます。
- 虐待の未然防止の観点から、早期発見・早期対応、再発防止、社会的自立までの切れ目のない取組を地域全体で推進します。
- 子どもに対する医療費の助成を行うほか、必要な教育などを受けることができるよう助成を行います。
- 妊娠、出産期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施し、「生活困窮・養育困難な家庭」の早期把握に努め、すべての親子が地域で安定した生活を送れるよう支援の充実に努めます。

<具体的な取組事業>

児童手当などの支給	家庭生活の安定と児童の健全育成をめざし、児童手当を支給します。また、経済的な支援として、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の周知及び支給を行います。
福祉医療費助成事業・すこやか子育て医療費助成事業・高校生等医療費助成事業	安心して子どもを育てられるよう、中学校卒業までの児童・生徒及び高校生等の医療費において保険診療に係る一部負担金相当額を助成します。
障害等の特性に合わせた専門的な支援を必要とする子どもへの支援	障害や発達に課題のある児童、医療的ケア児等の健全な育成をめざし、作業療法士等による発達支援事業をはじめ、認定こども園、小・中学校、特別支援学校、児童福祉機関、医療機関などと連携し、受入体制の整備や適切な支援が行えるよう努めます。
ひとり親家庭への支援	各種奨学金制度の周知をはじめ、母子寡婦福祉会やひとり親家庭福祉推進員を通じた支援活動強化に努めます。
就学援助費支給事業	経済的に就学が困難な家庭などにおいて、給食費や宿泊行事、学用品などに要する経費を補助します。
京丹波町育英金支給事業	進学を希望するものの、経済的な理由により修学が困難な学生に対して、育英金の支給により、有為な人材の育成を図ります。
児童虐待に関する意識啓発	住民への周知を図るため、「広報 京丹波」や町ホームページ、相談窓口周知用リーフレットを通じて、児童虐待の相談窓口、通告義務、防止月間などの啓発を行います。

京丹波町子どもを守る地域ネットワーク協議会の充実

子ども家庭センターが調整機関となり、関係機関が連携して虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組めるよう、協議会活動の充実に努めます。

コラム 子ども家庭センター

令和6年4月から、京丹波町瑞穂保健福祉センター（健康推進課内）に「子ども家庭センター」を開設しました。

「子ども家庭センター」は、すべての妊産婦、子育て世帯、子どものための相談・支援窓口です。

妊娠や出産時の相談、子どもの発達や学校生活に関する不安やヤングケアラーといった家庭での悩みごとなど、一人で悩まず、まずはお気軽に窓口や電話（0771-86-1120）でご相談ください。

内容に応じて関係機関とも連携を図り、サポートします。



思春期相談の実施

思春期に顕在化する困り感の早期発見に努め、不登校やひきこもり等の二次障害を予防し、こころの健康が保てるよう支援します。

外国にルーツを持つ子どもへの支援

グローバル化により増加している外国にルーツを持つ子どもへの支援として、学習支援員の配置など必要な支援を図ります。

京丹波町地域未来塾事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に放課後、土曜日、長期休暇を活用し、学習支援を実施することにより、基礎学力の定着、自己肯定感の向上を図ります。

子どもの居場所づくりの推進

不登校やひきこもりなど様々な課題を抱える子どもたちのための居場所づくりに向けた取組を進めます。現在、母子寡婦福祉会では「TMW」（丹波、瑞穂、和知の頭文字）などの子どもの居場所づくりの取組を実施しています。

不登校児童・生徒への支援

スクールカウンセラーやまなび生活アドバイザーとも連携した校内体制を組織し、児童・生徒や保護者への支援の充実に努めます。また、校内型適応支援教室の活用やフリースクール等の校外機関との連携も交えた個に応じた学習支援や相談体制の充実に努めます。

養育環境の早期把握と早期対応

乳児家庭全戸訪問事業などを通して、早期に養育環境の把握に努め、養育支援が必要な場合は、保健、福祉、教育等関係機関で連携し、切れ目のない支援に努めます。

認定子ども園利用料等第3子以降無償化事業

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の認定子ども園利用料などの無償化を継続実施します。

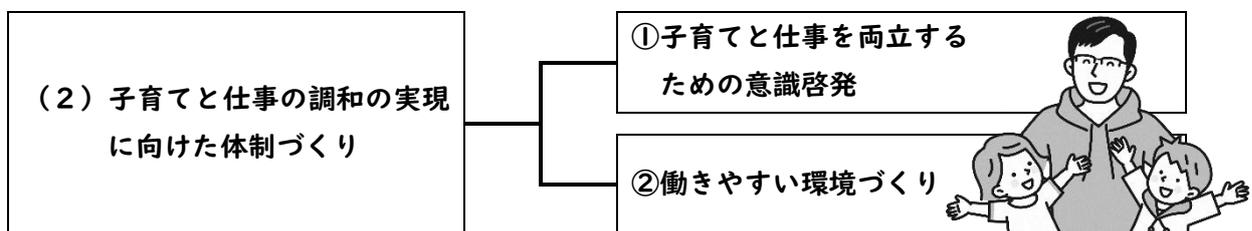
保護者の負担軽減策

様々な補助事業等により保護者負担を軽減し、子どもが活動等に参加しやすい環境づくりを推進します。

<数値目標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
児童手当(特例給付含む)支給率	100%	100%
障害児保育への対応(実施就学前教育・保育施設数)	3園	3園
児童虐待相談窓口の広報	年5回	年6回

(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた体制づくり



① 子育てと仕事を両立するための意識啓発

<施策の方向性>

- 各種セミナーや町内企業等で構成する産業ネットワークなどを通して、職場での子育て家庭への配慮、育児休業などの制度の周知を図ります。また、女性の再就職や起業などについて啓発を進めます。
- 人生の各段階に応じた多様な生き方、働き方が選択できるよう、職業生活と家庭生活の両立支援に向けて、事業所の事例紹介など、情報提供に努めます。

<具体的な取組事業>

セミナーなどを通じた子育てと仕事に関する啓発の推進

セミナーなどを通して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)などの普及啓発に努めます。

職業生活と家庭生活との両立支援のための情報提供

事業所の事例紹介なども交え、仕事と家庭の両立支援に向けた情報提供を行います。

父親向け子育て学習機会の提供

妊婦健診をはじめ、乳幼児健診や相談、ベビーマッサージ教室、子育て講演会などへの父親の参加を促します。

<数値目標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
起業セミナーの女性受講率	50%	65%

②働きやすい環境づくり

<施策の方向性>

- 女性の再就職を支援するために、雇用相談情報の提供を行い、企業と連携した雇用促進を図ります。
- 育児休業等の取得や子育て期間中の短時間勤務など、企業風土及び職場環境の整備推進への呼びかけに努めます。

<具体的な取組事業>

再就職の支援
求人情報の提供や再就職に向けた相談、京都ジョブパークなど関係団体との連携に努めます。
事業主への意識啓発
企業への呼びかけとともに、労働者の権利についても周知できるよう、「広報 京丹波」などを通じて幅広く周知します。
子育てと仕事に関する意識啓発
子育てやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについて、セミナーなどを通して幅広く意識啓発に努めます。
起業・創業の支援
商工会と連携した京丹波町創業セミナーを開催し、子育てを含むワーク・ライフ・バランスに応じた仕事環境の構築を支援します。

<数値目標>

		令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
広報お知らせ版への求人情報掲載事業所数		13社	25社
就学前児童の保護者の育児休業の取得 状況※	母親	79.8%	90%
	父親	9%	30%

※「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果

基本目標3 安心して子育てできる居場所を提供する郷づくり

アンケートや子ども・子育て審議会での意見

- ・「おせっかいなまち 京丹波」
- ・みんなで子育て かかわり合いの子育て

- ・SNSなどの情報過多な時代だからこそ、口コミで人と人のつながりから伝わる情報が強いのかも

- ・地域の経験豊富な方にミシンを教えてもらったり読み聞かせをしてもらったり…
- ・交流がもっと増えていくといいなあ

- ・地域の方が集まって、「ここで遊べるよ」「見守りできるよ」「保護者の相談にも乗れるよ」という場所を作っていけると良いのではないかと

- ・体験・経験は大事。でも、子どもだけで参加が出来ないから保護者が付いていないといけない…という保護者も多いのでは？
- ・そこを、地域の人が支援できると良い

- ・地域の中に子どもを引っ張り込んで、教えていけるようなことはたくさんあると思う
- ・子どもたちがこの町に留まり暮らしたいと思えるようなまちづくりをめざして欲しい

- ・家庭内の支援体制は子育てには重要
- ・近隣自治体と比べ、三世帯同居や祖父母が近居している家庭の割合が高い

- ・半数以上の子どもが、地域の祭りや地蔵盆に参加しているが、割合は減少傾向

- ・「自分が子育てするとき助けてもらった」「今度は私が助ける番になる」という、つながりが広がっていくと良い

- ・子どもたちに「京丹波町ってこんなに良いところ」と感じてもらうための発信が必要
- ・なにより大人自身がそう思うことが、子どもたちへの意識づけとして大事！

施策の方針

- (1) 子どもが安心・安全に育つ地域づくり
- (2) 子どもをはぐくむ地域・コミュニティづくり

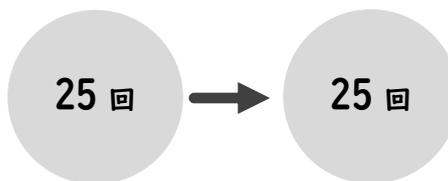
注目事業

- 「子育ての町」の情報発信に関する取組…31 ページ
- 環境教育の推進…32 ページ

注目標識

園児と地域住民の交流事業（実施回数）…31 ページ

地域の皆さんのご協力のもと、引き続き交流活動を実施してまいります。



(1) 子どもが安心・安全に育つ地域づくり

(1) 子どもが安心・安全に育つ地域づくり

①安心・安全な環境の整備



①安心・安全な環境の整備

<施策の方向性>

- 子どもを犯罪や交通事故などから守るための施策を充実させることで、子どもに、子どもを持つ親に、みんなにやさしいまちづくりをめざします。
- PTA、学校、教育委員会が連携し、地域ぐるみの防犯体制を確立します。
- 子どもを交通事故から守るため、学校や地域、警察と連携した協力体制の強化を図るとともに、交通安全教育の徹底など総合的な交通事故防止対策を推進します。

<具体的な取組事業>

通学路などの危険箇所調査

通学路等の安全を確保するため、京丹波町通学路等安全推進会議において、道路管理者、警察、教育委員会などの関係機関で通学路等の危険箇所の調査及び対策に関する協議を行います。

交通安全啓発事業

南丹船井交通安全協会などが実施する横断幕やのぼり旗の設置、街頭啓発などにより、地域全体の交通意識の向上に努めます。

交通安全教育及び指導の実施

交通安全意識の向上や安全な環境確保のため、登下校時の見守りや交通安全教室の実施に努めます。

認定こども園・学校における安全管理の強化

安全管理対策として、危機管理マニュアルの随時更新、設置された防犯灯や防犯カメラの管理、正門施錠、さらには職員の防犯意識の向上に努めます。

防犯訓練の実施

児童や生徒の防犯意識を高めるため、不審者侵入を想定した避難訓練や防犯指導を実施します。

コラム

京都府内初のキッズ・ゾーン



たんばこども園周辺の安全対策のため、令和5年9月に京都府内で初となる「キッズ・ゾーン」を設定し、3か所に路面表示を設置しました。

キッズ・ゾーンは、近くに保育施設などがあることを示す目印です。キッズ・ゾーンを走行される際には、より一層の安全運転を心がけていただきますようお願いいたします。

不審者情報の伝達

児童の安全を確保するため、不審者情報に対しては、職員間の伝達網を整備するとともに、状況に応じ、京丹波あんしんアプリを通じて保護者へ伝達します。

子育てにやさしい施設の整備

妊産婦や乳幼児連れの方などが安心して外出できるように、道路や公共施設などにおける段差の解消や、子育て世帯にやさしい公共施設のトイレや授乳室の整備を行い、情報提供に努めます。

コラム 授乳・おむつ替えテント「移動式赤ちゃんの駅」

地域の運動会やフリーマーケットなどのイベントに、乳幼児と一緒に親子が安心してイベントなどに参加してもらえるように、授乳やおむつの交換ができる折りたたみ式のテント「移動式赤ちゃんの駅」（写真）を貸出ししています。

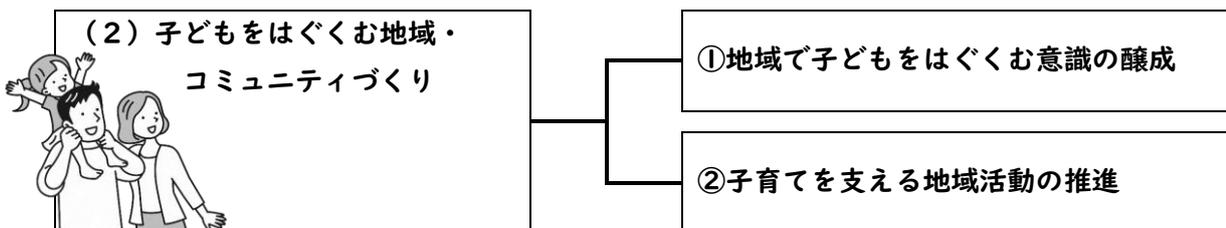
内部には、おむつ交換台と授乳のできるイスなどを設置することができます。



<数値目標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
通学路安全点検（実施回数）	3回	2回
街頭啓発活動（達成率）（年4回の交通安全運動）	100%	100%

(2) 子どもをはぐくむ地域・コミュニティづくり



①地域で子どもをはぐくむ意識の醸成

<施策の方向性>

- 子どもを地域全体の宝物として、すべての大人が、地域の未来を担う子どもたちを常に見守り、正しい方向へ導くことに対する責任感を持てるように、家庭、地域、行政等を含め、みんなが子育てをする意識を持つまちづくりをめざします。
- 「住民自治組織によるまちづくり」「協働のまちづくり」を推進し、地域における子育て支援ネットワークづくりをめざします。

<具体的な取組事業>

あいさつ（声かけ）運動の推進

子どもや青少年の健全な育成をめざし、青少年育成協会の取組の一環として、地域や学校におけるあいさつ・声かけ運動を推進します。

地域における子育て支援体制の充実
協働のまちづくりを推進し、地域の自主的活動とコミュニティの維持・継続をめざす中で、地域住民の連携を図り、子育て支援体制の充実に努めます。
園児等と地域との交流推進
伝統行事の体験や茶摘み、鮎のふれあい体験など、認定こども園の園児たちが地域とふれあう機会が持てるよう、地域住民の協力のもと栽培、収穫体験などを積極的に取り入れます。
ぬく森のイスプレゼント事業
町内で誕生した赤ちゃんへ町内産のヒノキを使った手作りのイスを贈ることで、木が持つ「あたたかさ」や「やさしさ」と同時に、地域が生み出すやさしさを届けます。
「子育ての町」の情報発信に関する取組
子育てイベントなどでの情報発信を通じ、京丹波町の子育て環境や子育て施策を町内外に広く周知させることで、京丹波町での子育てに興味を持ち、地域ぐるみで子どもを大きくむ機運が高まるよう努めます。

<数値目標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
住民自治組織結成の推進 (旧小学校区単位程度を想定した結成率)	57%	71%
園児と地域住民の交流事業(実施回数)	25回	25回
「子育ての町」のPRに関する取組 (イベントへの出展)	1回	1回

コラム

京丹波町の「木育」



▲地域の皆さんが組み立てる「ぬく森のイス」

▼図書館中央館の「木育ひろば」



京丹波町では、子どもたちが遊びや生活の中で「木」とふれあい、地域資源である木や森林への興味関心をはぐくんでもらえるよう「木育」に関する取組を行っています。町内産の木材を地域の皆さんの手でいすに組立て、町内で生まれた赤ちゃんにプレゼントする「ぬく森のイス」事業を実施しており、京丹波町図書館中央館では京丹波町産木材のぬくもりを感じながら遊べる「木育ひろば」を設置しています。子育て支援センターでも京丹波町森林組合の協力のもと、工作などを通じて木のぬくもりに触れられる行事を毎年実施しています。

②子育てを支える地域活動の推進

<施策の方向性>

- 未就学の子どもたちが世代間を超えた交流ができるよう努めます。
- 育児経験者など様々な人材を活用することで、地域の子育てネットワークづくりを促進します。

<具体的な取組事業>

世代間交流の推進
未就学の子どもたちと高齢者や児童、生徒との交流を図るため、学校行事への参加や伝統芸能などの体験・交流活動を行います。
環境教育の推進
自然に触れる機会を多くつくり、自然環境問題に対応した教育を推進します。また、京丹波町の地域資源である「森林」を活用し、身近な自然を見たり触れたりする体験を通じて、「木」への興味関心をはぐくみ、生活や遊びの中に「木のぬくもり」を感じられるよう「木育」を推進します。
子育てボランティアの育成
地域ぐるみで子どもと子育てを見守り応援するため、育児経験者などの人材に地域の子育て支援に携わってもらえるよう、子育て支援センターや社会福祉協議会と連携しながら取り組みます。
子育て応援助成事業
子育て世帯の経済的負担の軽減、三世帯同居等による世代間交流の促進を図るため、住宅リフォーム工事を行う子育て世帯への経済的支援を行います。

<数値目標>

	令和5年度実績 (初期値)	令和11年度 (目標値)
認定こども園での職場体験学習	0中学校	3中学校
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供会員の人数	69人	70人
子育て世帯住宅リフォーム工事への助成件数	2件	5件

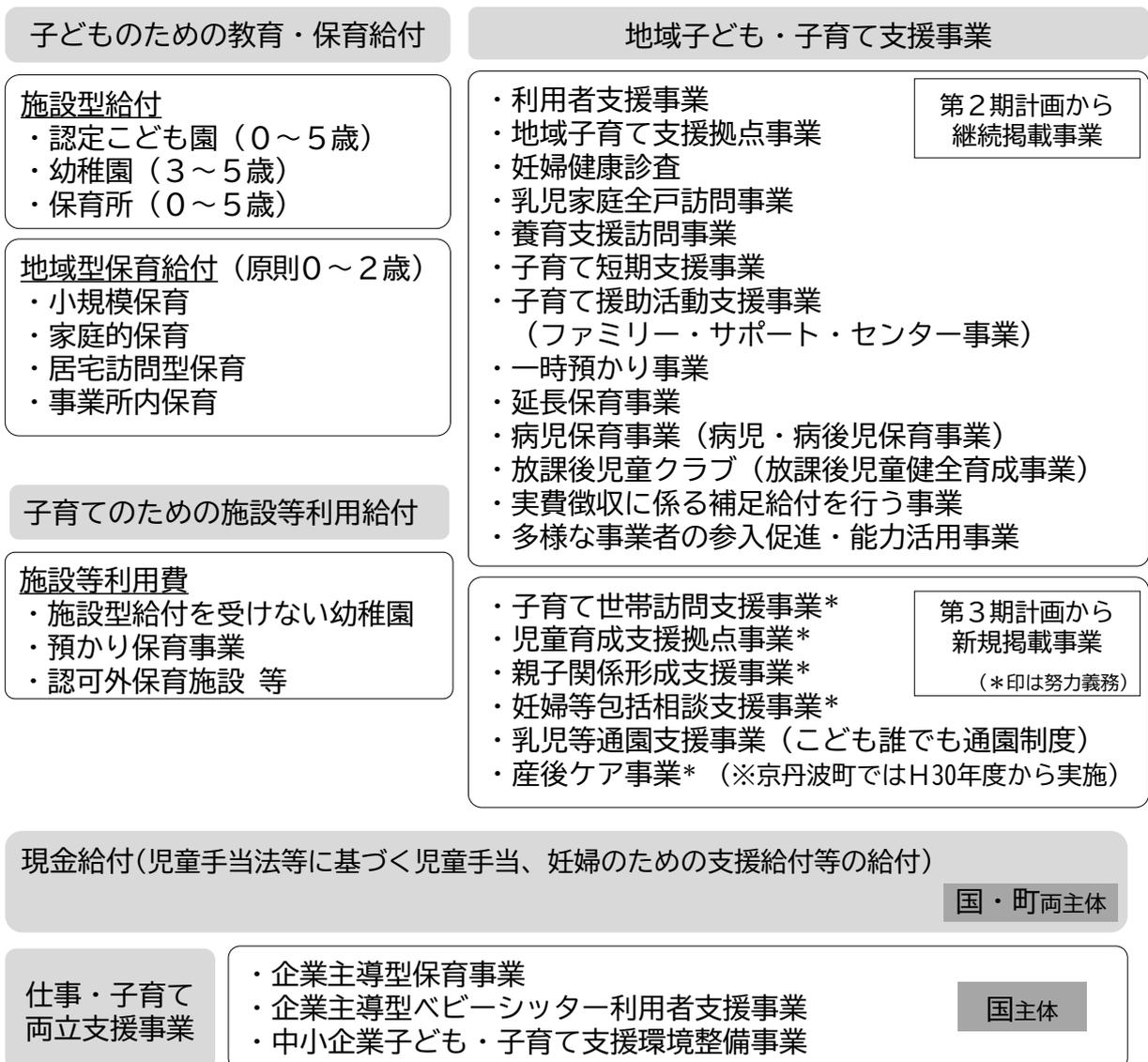
第3章 量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の概要

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざし、取組を進めています。

■ 制度における給付・事業の全体像



(2) 子ども・子育て支援制度における給付

①子どものための教育・保育給付

子どもの年齢や保護者の就労状況などに応じて多様な教育・保育の場があります。それぞれの施設などの利用時間や利用できる保護者の条件などは次のとおりです。

●認定こども園（0歳～5歳）

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

0～2歳	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
3～5歳	保護者の就労状況にかかわらず教育・保育を一緒に受ける 保護者の就労状況が変わっても、通い慣れた園を継続して利用できる	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施、園により延長保育も実施
	利用できる保護者	制限なし

●幼稚園（3歳～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う学校

利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施
利用できる保護者	制限なし

●保育所（0歳～5歳）

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

●地域型保育（0歳～2歳）

少人数の単位で0～2歳の子どもを保育する、市区町村の認可事業

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

【地域型保育の4つのタイプ】

家庭的保育 (保育ママ)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います

②子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園や預かり保育、認可外保育施設等の利用に係る支援を行います。

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園 (3～5歳)	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部 (3～5歳)	3～5歳の就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外(無認可)保育施設 (0～5歳)	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育園における保育料の全国平均額までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業 (3～5歳)	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (0～5歳)	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用とあわせて、施設等利用給付を受けることができる。

(3) 子ども・子育て支援制度における事業

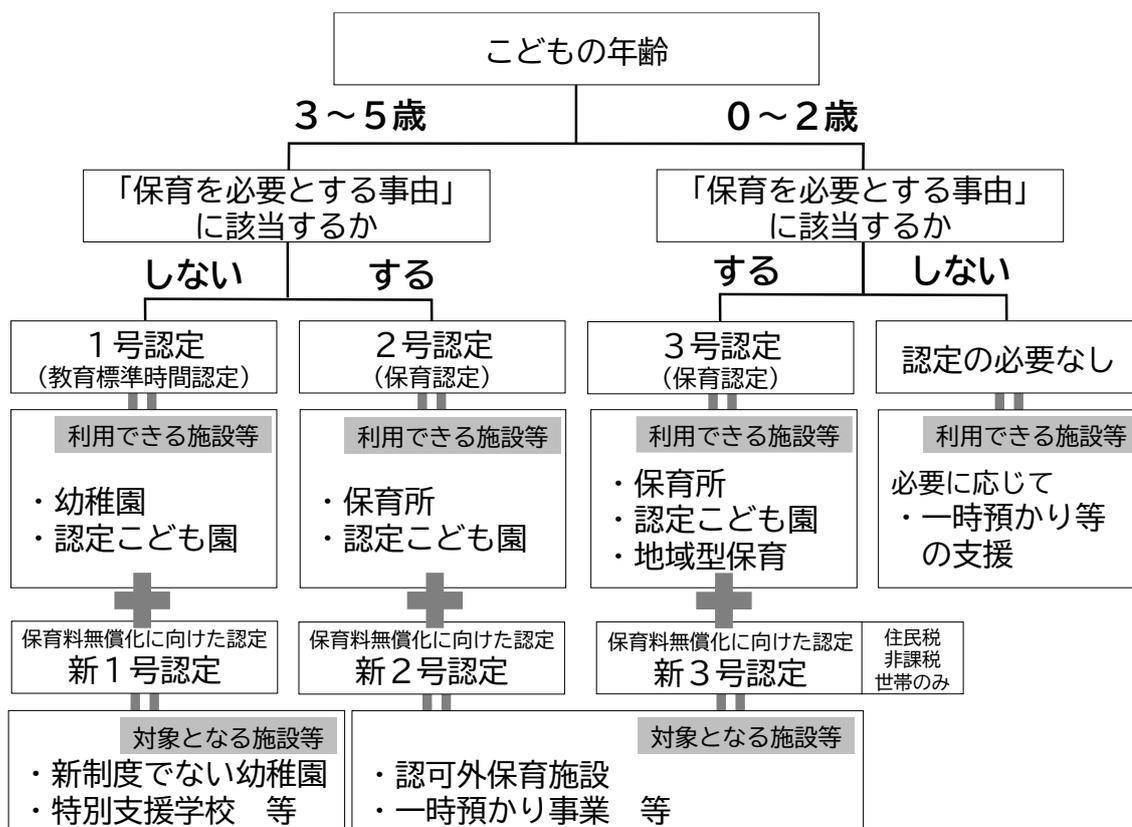
①地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる様々な子育て支援事業を実施します。(事業内容については、39～45ページ参照)

(4) 認定

① 認定区分

それぞれの施設等を利用する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。認定に応じて、利用できる施設や事業が異なります。



② 保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労（月48時間以上）（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備を含む）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・「保育標準時間」認定＝最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
 - ・「保育短時間」認定＝最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）
- ※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1か月あたり48～64時間の範囲で、市町村が定める。

(5) 教育・保育提供区域

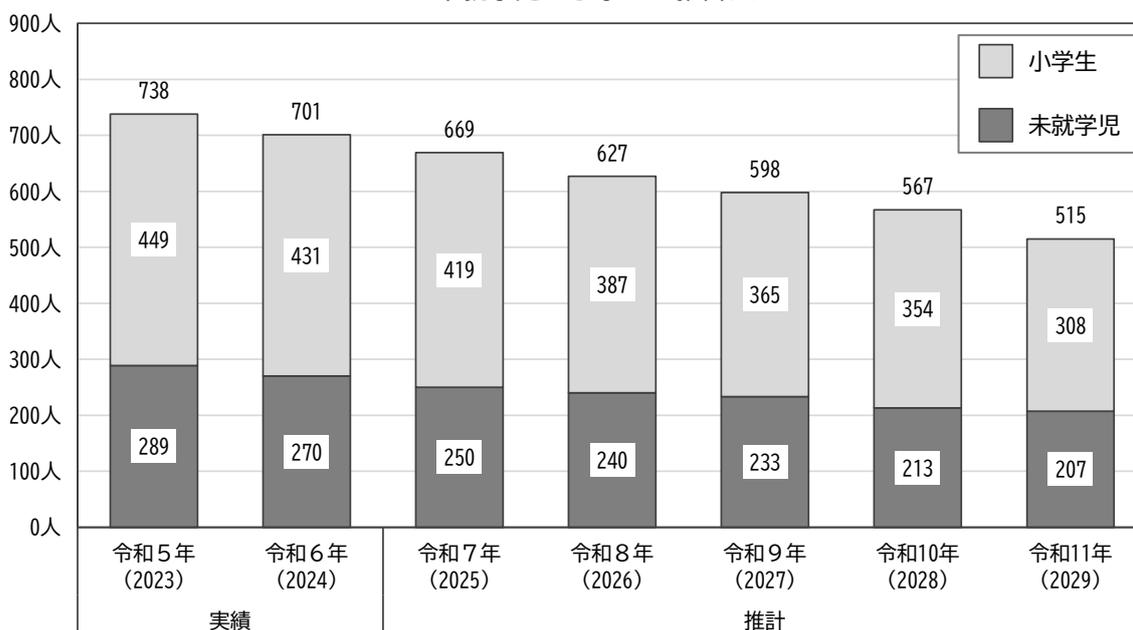
子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる可能な区域（教育・保育提供区域）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定しています。

2 将来フレーム（将来の子ども人口）

未就学児、小学生の人口は、今後も緩やかに減少し、令和11年には515人と、令和6年の7割程度となる見通しです。

未就学児・小学生の推計人口



		実績		推計				
		令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和9年(2027)	令和10年(2028)	令和11年(2029)
未就学児	0歳	36	24	37	35	34	33	31
	1歳	50	39	25	39	37	36	35
	2歳	43	54	40	26	40	38	37
	3歳	50	45	55	40	26	40	38
	4歳	60	48	45	55	40	26	40
	5歳	50	60	48	45	56	40	26
小学生	6歳	84	49	60	48	45	56	40
	7歳	67	84	50	61	49	46	57
	8歳	69	69	86	51	63	50	47
	9歳	82	71	70	87	51	63	50
	10歳	75	82	70	69	87	51	62
	11歳	72	76	83	71	70	88	52

※実績値は「住民基本台帳」4/1時点
※外国人を含む

3 幼児期の教育・保育の量の見込み（今後の利用見込み）と提供体制

計画期間における各年度について、幼児期の教育・保育の利用（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む）を推計して見込み、その見込んだ量に対応する教育・保育施設並びに地域型保育事業による提供体制を次のように定めます。

	令和7年度						令和8年度												
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定									
		3-5歳		0歳	1歳	2歳		3-5歳		0歳	1歳	2歳							
		幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要									
（参考）児童数推計	148					37	25	40	140					35	39	26			
①量の見込み（必要利用定員総数）	21	0	127	10	17	30	19	0	121	10	17	30	19	0	121	10	17	30	
需要率	14.2%	0.0%	85.8%	27.0%	68.0%	75.0%	13.6%	0.0%	86.4%	28.6%	69.2%	76.9%	13.6%	0.0%	86.4%	28.6%	69.2%	76.9%	
②確保の内容	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園等）	21	0	127	10	17	30	19	0	121	10	17	30	19	0	121	10	17	30
	提供量合計	21	0	127	10	17	30	19	0	121	10	17	30	19	0	121	10	17	30
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	令和9年度						令和10年度												
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定			1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定									
		3-5歳		0歳	1歳	2歳		3-5歳		0歳	1歳	2歳							
		幼希望	その他	保育必要				幼希望	その他	保育必要									
（参考）児童数推計	122					34	37	40	106					33	36	38			
①量の見込み（必要利用定員総数）	16	0	106	10	25	31	13	0	93	9	24	29	13	0	93	9	24	29	
需要率	13.1%	0.0%	86.9%	29.4%	67.6%	77.5%	12.3%	0.0%	87.7%	27.3%	66.7%	76.3%	12.3%	0.0%	87.7%	27.3%	66.7%	76.3%	
②確保の内容	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園等）	16	0	106	10	25	31	13	0	93	9	24	29	13	0	93	9	24	29
	提供量合計	16	0	106	10	25	31	13	0	93	9	24	29	13	0	93	9	24	29
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	令和11年度												
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定									
		3-5歳		0歳	1歳	2歳							
		幼希望	その他	保育必要									
（参考）児童数推計	104					31	35	37					
①量の見込み（必要利用定員総数）	12	0	92	9	23	29	12	0	92	9	23	29	
需要率	11.5%	0.0%	88.5%	29.0%	65.7%	78.4%	11.5%	0.0%	88.5%	29.0%	65.7%	78.4%	
②確保の内容	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園等）	12	0	92	9	23	29	12	0	92	9	23	29
	提供量合計	12	0	92	9	23	29	12	0	92	9	23	29
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【確保方策】

現在は、町内3か所の認定こども園で、教育・保育の提供を行っています。今後も、保護者の就業等の家庭状況などにかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることができるように、教育・保育の必要量の確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（今後の利用見込み）と提供体制

(1) 利用者支援事業

事業概要	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。
-------------	--

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
確保 量	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

【確保方策】

すべての子どもや妊産婦、子育て家庭のための相談・支援窓口としてこども家庭センターを健康推進課に設置し、利用者支援事業を実施しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。
-------------	---

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	親子延べ利用者数	人日	2,346	2,300	2,553	2,461	2,369
確保 量	ひろば型	か所	3	3	3	3	3
	センター型		1	1	1	1	1

【確保方策】

常時利用可能な拠点「京丹波町子育て支援センター（センター型）」を旧上豊田保育所に設置し、親子が気軽に集えるような様々な事業を行っています。各認定こども園でも子育て支援ルームの開放日を設定し、より充実した取組を実施します。

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要な医学的検査を実施する事業。
-------------	--

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	件	41	39	37	36	34
健診回数	人回	574	546	518	504	476

【確保方策】

妊娠届出をした妊婦に、医療機関で受診する妊婦健康診査 14 回分の受診券を交付します。また、妊娠届出の受付はこども家庭センターで行い、必ず保健師と面接を行うことで、妊娠初期からのサポート体制に努めており、今後も継続します。また、医療機関と連携支援体制の充実のため、京都府と連携を図っていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
-------------	--

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳人口推計	人	37	35	34	33	31
量の見込み	件	37	35	34	33	31
訪問率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【確保方策】

新生児訪問として、新生児・乳幼児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、日ごろの生活の様子や母子の健康管理、育児発達相談、子育てに関する情報提供を行います。今後も引き続き訪問事業を行う中で、子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な場合は適切なサービスにつなぎます。

(5) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
-------------	--

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	3	3	3	3	3
確保量		3	3	3	3	3

【確保方策】

現時点では、母子保健法に基づく新生児訪問において見守りが必要と思われる家庭を対象に保健師が対応しています。また、要保護児童対策の観点から児童虐待への対応及び未然防止も含めた取組となるよう検討します。

(6) 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業。具体的な事業としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）。
-------------	--

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1	1	1	1	1
確保量		1	1	1	1	1

【確保方策】

町単独で取り組むのは困難な状況にあるため、「社会福祉法人 青葉学園」に委託し事業を実施しています。今後においても、里親等への委託も含め、ニーズに対応した支援ができるように努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	乳幼児から小学生までの子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
-------------	--

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（就学児の預かり）	人日	67	66	66	64	59
確保量		67	66	66	64	59

【確保方策】

平成 23 年度から社会福祉協議会に委託して事業を実施。現在はアドバイザーを中心に依頼会員及び提供会員の増加に向け取り組むことで、ニーズ量を確保しています。今後においても、社会福祉協議会と連携を密にする中で事業充実に向け取り組んでいきます。

(8) 一時預かり事業

事業概要	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などで一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
-------------	---

①認定こども園における一時預かり

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	60	58	56	51	50
確保量		60	58	56	51	50
箇所数	箇所	3	3	3	3	3

※1号認定による利用についての見込み。2号認定については、認定こども園の給付によって対応。

【確保方策】

町内3か所の認定こども園で、保護者のニーズに応じて一時預かりを実施しています。希望者が円滑に利用できるよう、引き続き体制の充実に図ります。

②認定こども園以外における一時預かり

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	38	36	35	32	31
確保量	一時保育(子育て支援センターにおける一時預かり)		20	19	19	17	17
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)		18	17	16	15	14

【確保方策】

子育て支援センターで一時保育事業を実施しています。また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）においても乳幼児の一時預かりを行っており、今後においても、利用者ニーズに応じた預かり保育ができるよう取り組みます。

(9) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
-------------	--

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	52	50	48	44	43
確保量			52	50	48	44	43
箇所数		箇所	3	3	3	3	3

【確保方策】

町内3か所の認定こども園で延長保育を実施しており、多様化する保護者の就労形態に対応した支援を続けます。

(10) 病児保育事業

事業概要	病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育等をする事業。
-------------	---

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	5	5	5	5	5
確保量			5	5	5	5	5
箇所数		箇所	1	1	1	1	1

【確保方策】

京都中部総合医療センターにおいて、亀岡市、南丹市とともに病児保育室「ひまわり」を運営しています。今後も必要とする人が円滑に利用できるよう、事業の充実や広報に努めます。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業概要	小学校に就学している児童で、保護者が就労などで昼間家庭にいない子どもに対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図る事業。
------	---

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (登録者数)	1年生	人	30	29	18	27	17
	2年生		30	30	29	18	27
	3年生		60	30	30	29	18
	4年生		30	60	30	30	29
	5年生		32	30	60	30	30
	6年生		13	16	15	30	15
	計		195	195	182	164	136
確保量			195	195	182	164	136

【確保方策】

町内3か所で放課後児童クラブ（のびのび児童クラブ）を開設しています。児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加等により利用のニーズは高まっています。真に必要な方が利用できるよう安定的な事業運営を図り、児童の健全育成に努めます。

●放課後子ども教室

地域の方々の協力を得て、土曜日に小学校や公民館等で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組（京のまなび教室）を行っています。今後も、放課後児童健全育成事業と連携した取組を推進していきます。

項目	令和6年度	令和11年度
実施箇所数	3箇所	3箇所
連携型または校内交流型教室	0箇所	1箇所

※連携型または校内交流型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して事業実施している、または、同一の小学校内等の活動場所において実施している教室のことで、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。 本町では、新制度未移行園にかかる給食費について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。
------	---

(13) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業。
-------------	--

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	3	3	3	3	3
確保量		3	3	3	3	3

【確保方策】

児童福祉法に基づく子育て世帯訪問支援事業として、日常生活に支援が必要な家庭を対象に訪問支援員が訪問し、相談支援や家事・育児のサポートを行います。要保護児童対策の観点から児童虐待への対応及び未然防止も含めた取組となるよう検討します。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦等に対して、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。 (※利用者支援事業「妊婦等包括相談支援事業型」として事業実施)
-------------	---

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	件	41	39	37	36	34
	1組あたり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数		123	117	111	108	102
確保量	こども家庭センター		123	117	111	108	102

【確保方策】

妊婦等に対する包括的な相談支援を進めていくため、多様な相談体制の構築や支援体制の強化を図り、「伴走型相談支援」として一貫してサポートを提供できる仕組みづくりを進めます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	認定こども園等に入所していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業。 (※令和8年度以降、「乳児等のための支援給付」に位置づけ)
-------------	---

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	人	/	1	1	1	1
	確保量			1	1	1	1
1歳児	量の見込み	人		1	1	1	1
	確保量			1	1	1	1
2歳児	量の見込み	人		1	1	1	1
	確保量			1	1	1	1

【確保方策】

希望するすべての子どもの保育を保障するため、受入体制の整備に取り組みます。

(16) 産後ケア事業

事業概要	退院直後から生後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。
-------------	---

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	20	20	20	20	20
確保量		20	20	20	20	20

【確保方策】

誰もがより安心して子育てできる環境を整えるため、支援体制の確保を行うとともに、不安や困難を抱える保護者への支援体制を強化していきます。また、医療機関と連携支援体制の充実のため、京都府と連携を図っていきます。

(17) その他の事業

○児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報提供・相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。
-------------	---

○親子関係形成支援事業

事業概要	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供・相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。
-------------	--

【事業の方向性】

上記2事業については、現時点において実施の予定はありませんが、今後の国および京都府の方針や方向性を踏まえ、必要に応じて事業実施に向けた検討・調整を進めていきます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟な子どもの受け入れが可能な認定こども園について、本町においても整備を進め、令和4年度から幼保連携型認定こども園へ移行しました。

今後も、幅広い情報提供の実施や、子育てに対する様々な不安や負担の軽減に向けた支援を継続して進めていきます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進します。

また、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう、国が示す「保育政策の新たな方向性」も踏まえつつ、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 幼児期の教育・保育と小・中学校教育との円滑な保幼小連携の取組の推進

認定こども園と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。また、令和8年から施行される「乳児等のための支援給付」においても同様に、円滑な実施に努めます。

第4章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

我が国の少子化は依然として加速しており、令和4年には統計開始以来初めて80万人を割り、以降も減少が続いています。また、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化や就労環境の多様化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちとその家庭は、孤立や貧困による格差、ヤングケアラーといった様々な課題に直面しています。

国では、令和5年12月にこれまでの少子化対策を踏まえた「こども未来戦略」が閣議決定されました。令和12年までを少子化傾向を反転できるラストチャンスと位置づけ、社会経済の参加者全員が子育て世帯を支え、応援していくこと、そして「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、令和8年度までを集中取組期間として各種政策に取り組んでいくことが示されています。

この「加速化プラン」の掲げる3つの施策、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育の推進」を着実に実施するため、「子ども・子育て支援法」の一部改正や次世代育成支援対策推進法の有効期限の再延長など、関連する法整備も進められています。

本町では、令和2年3月に「第2期京丹波町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という）」を策定し、教育・保育の必要量を定めて提供体制を整えるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや放課後児童クラブなど、多くの子育て支援事業を実施してきました。特に、令和4年4月には幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ認定こども園を町内3か所に設置、令和6年4月からは子どもや妊産婦、子育て中の方の相談・支援窓口として、こども家庭センターを瑞穂保健福祉センター内に開設しました。

第2期計画の期間が令和6年度に満了することを受け、今後も引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として取組を計画的に推進していくため、新たな国・京都府の制度や方針、第2期計画の進捗状況や実績評価等を踏まえたうえで、「本計画（第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。

また、本町では、「こども基本法」や「こども大綱」に基づき策定する「こども計画」についても、令和8年度から11年度までを計画期間として策定する予定です。本計画と「こども計画」をしっかり連携させることで、子どもや子育てに関する取組を推進してまいります。

2 計画の位置づけ

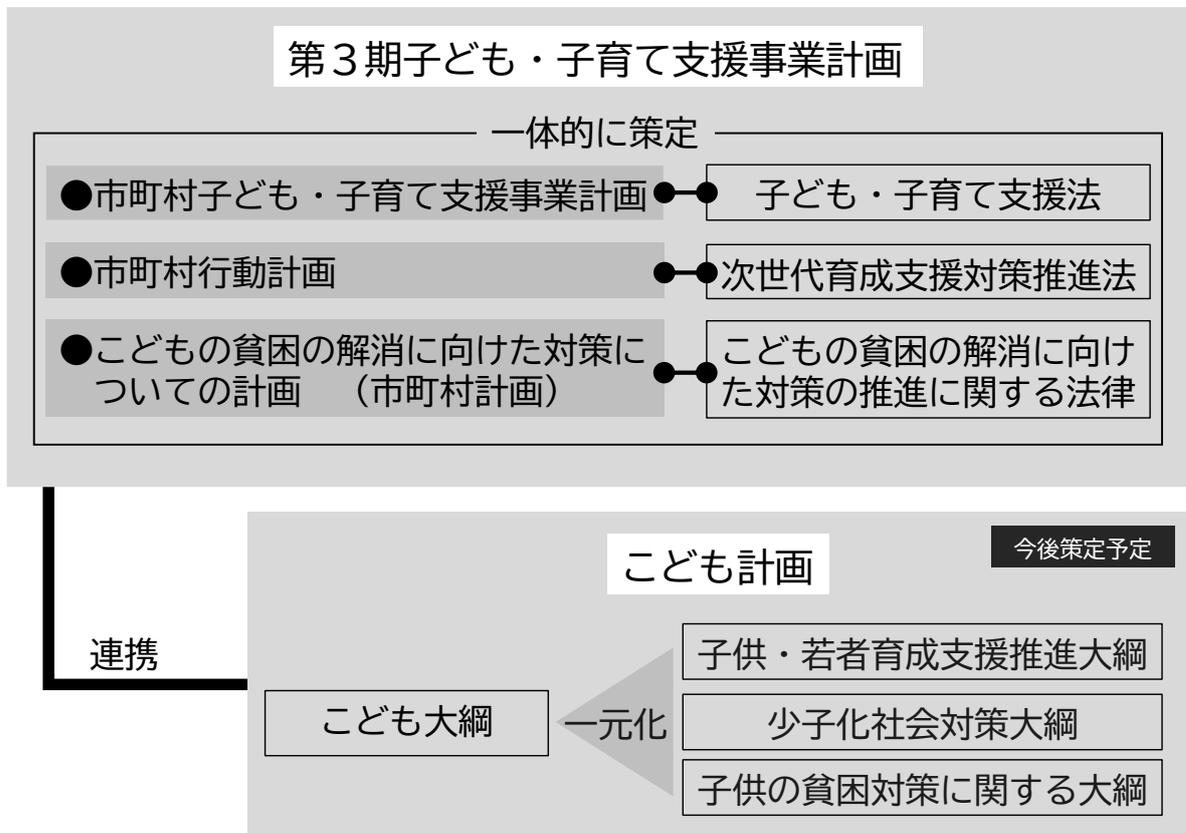
(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「京丹波町次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定しました。

また、第2期計画同様、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定められている「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」との一体的な策定を行いました。

※条文の詳細については資料編の資料5を参照ください。



(2) 京丹波町の計画体系における位置づけ

本計画は、「京丹波町総合計画」や「京丹波町地域福祉計画」を上位計画とし、京丹波町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、「京丹波町障害者基本計画」、「京丹波町教育振興基本計画」をはじめとする関連個別計画との調和のとれた計画として策定するものです。

3 計画の対象

本計画は、本町に居住するすべての子ども（0歳から概ね18歳）、子育て家庭及びこれから出産期や子育て期を迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度～11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化や、令和8年度からを計画期間とする「子ども計画」との整合・調整などにより、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
和暦	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期 子ども・子育て支援事業計画						第3期 子ども・子育て支援事業計画				
							第1期 こども計画			

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 京丹波町子ども・子育て審議会

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、学識経験者、教育・保育や福祉・保健・医療といった子育て支援にかかわる団体の代表者等からなる「京丹波町子ども・子育て審議会」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 計画策定に伴う「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」

計画策定に伴う基礎資料とするため、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」によって得られた町民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

(3) パブリックコメントの実施

町民の皆さんから計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

■こども基本法とは■

・社会全体でこどもを支援する「こどもまんなか社会」の実現をめざすにあたって、基本的な考え方を示し、「こども施策」を進めていくために「こども基本法」がつけられました。



・こども基本法（こども施策）の対象となる「こども」とは、「心身の発達の過程にある人」を指し、乳幼児期から学童期、思春期を経て30歳代の方まで、幅広い対象を指します。

Point 1 こども施策って、例えばこんなこと

- ①生まれたときから思春期を経ておとなになるまで、それぞれの発達過程に応じたこどもの健やかな成長に対する支援。
- ②就労や結婚、妊娠、出産、育児などにおける子育ての喜びを実感できる社会にするための支援。
- ③養育環境の整備。

Point 2 こども施策は6つの基本理念をもとに行われます

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- ④すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最も良いことが優先して考えられること。
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

■こども計画とは■

- ・こども基本法第10条第2項では、市町村こども計画を策定することが努力義務として示されています。こども計画では幅広いこども政策に関する基本的な方針と事業について記載することとなっています。
- ・京丹波町でも、「第1期京丹波町こども計画」が令和8年度から11年度までの4か年計画として策定予定で、この「第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」と連携させて、本町の子育て施策を進めてまいります。



第5章 計画管理

1 計画の推進にあたって

本計画は、福祉、保健、医療、教育、防犯など広範囲にかかわるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、住民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら、一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもたちを見守り、健やかにはぐくんでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を次のように進めていきます。

(1) 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健、医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、次世代育成並びに子ども・子育て支援に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体などが本計画の基本理念を共有し、地域が子ども・子育て支援にかかわる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握する中で、福祉、保健、医療、教育をはじめとする関係機関や関係団体などの活動を核とし、子育て支援団体の育成を図りながらより一層の連携を強化することにより、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

(3) 国・京都府との連携

住民に最も身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や京都府に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画進行管理の体制と仕組み

(1) 子ども・子育て審議会の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、子ども・子育て審議会で協議し、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

(2) 住民意見の反映

あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

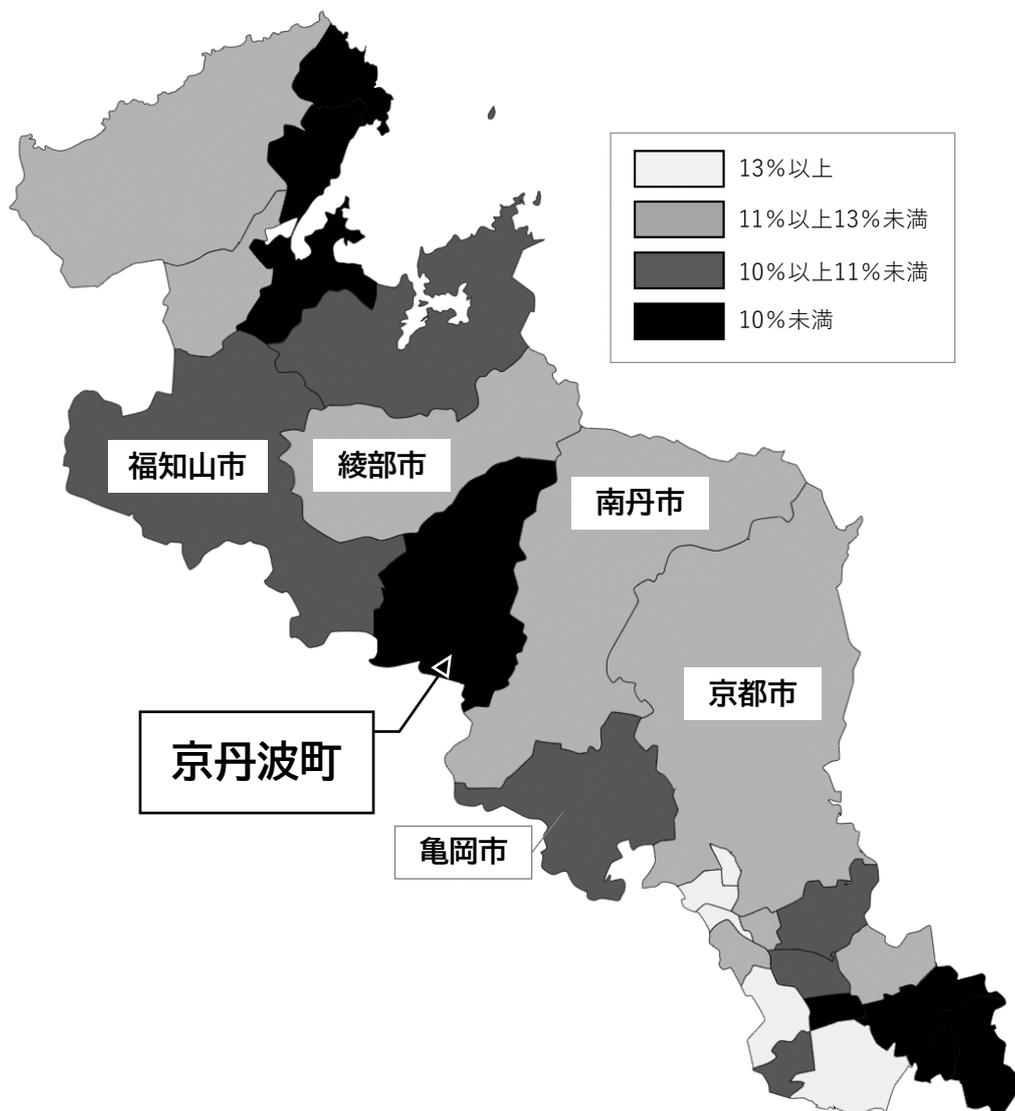
資料Ⅰ 京丹波町子ども・子育てを取り巻く各種データの概要

年少人口比率が低く、子どもが少ない地域となっている

Ⅰ 人口・世帯等

(Ⅰ) 年少人口比率の状況

京都府内の各自治体について、令和6年1月1日時点の住民基本台帳における年少人口（0～14歳）比率で色分けしたところ、京丹波町は7.6%と10%未満の区分となっています。



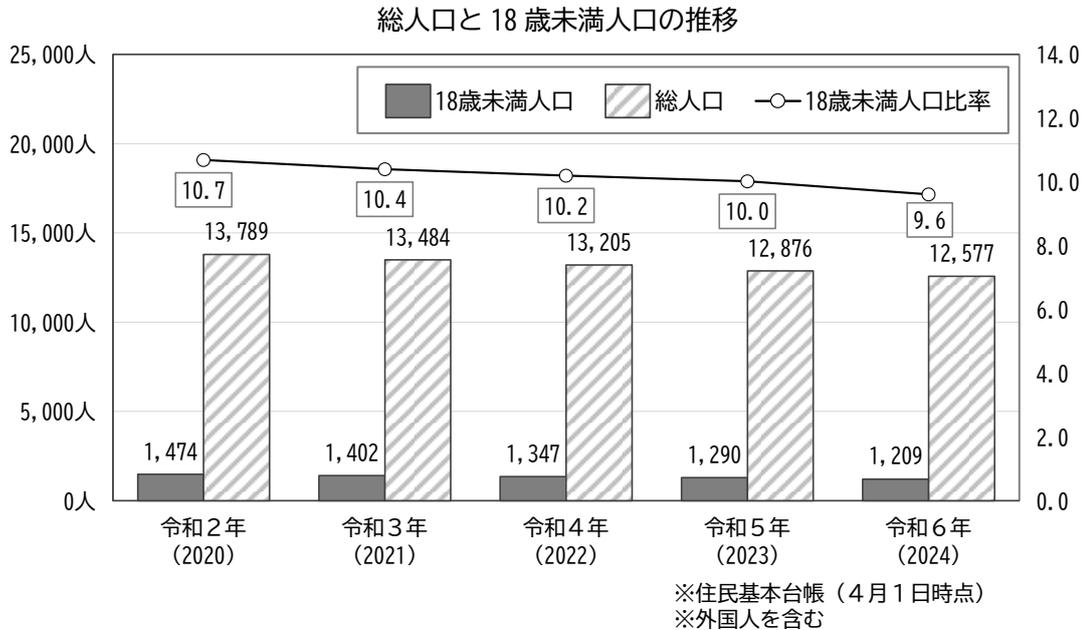


人口は年々減少 子どもは総人口の1割以下に

(1) 総人口と児童数の推移

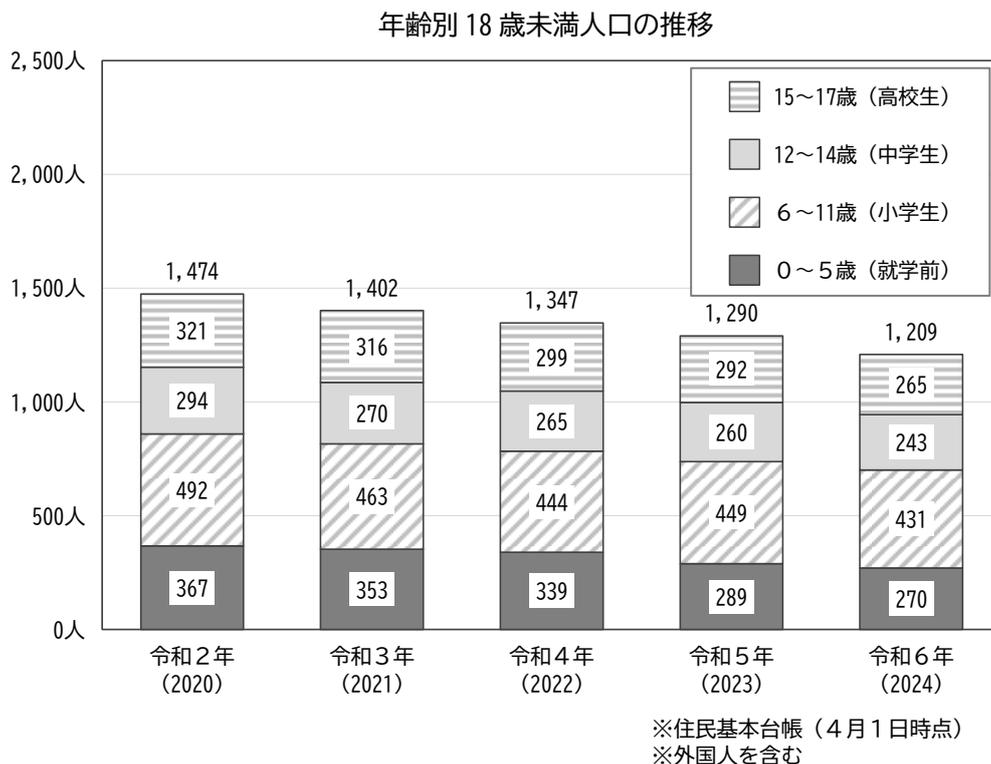
本町の総人口は年々減少しており、18歳未満人口についても減少しています。

18歳未満人口は、令和2年の1,474人から令和6年の1,209人に、4年間で265人(18.0%)減少しています。また、総人口に占める児童数比率でみると、令和2年の10.7%から令和6年には9.6%へ1.1ポイント減少しており、令和6年には1割を下回っています。



(2) 年齢別18歳未満人口の推移

18歳未満の人口は、6~11歳(小学生)で令和4年から5年にかけて増加した以外は、すべての区分で減少傾向となっています。

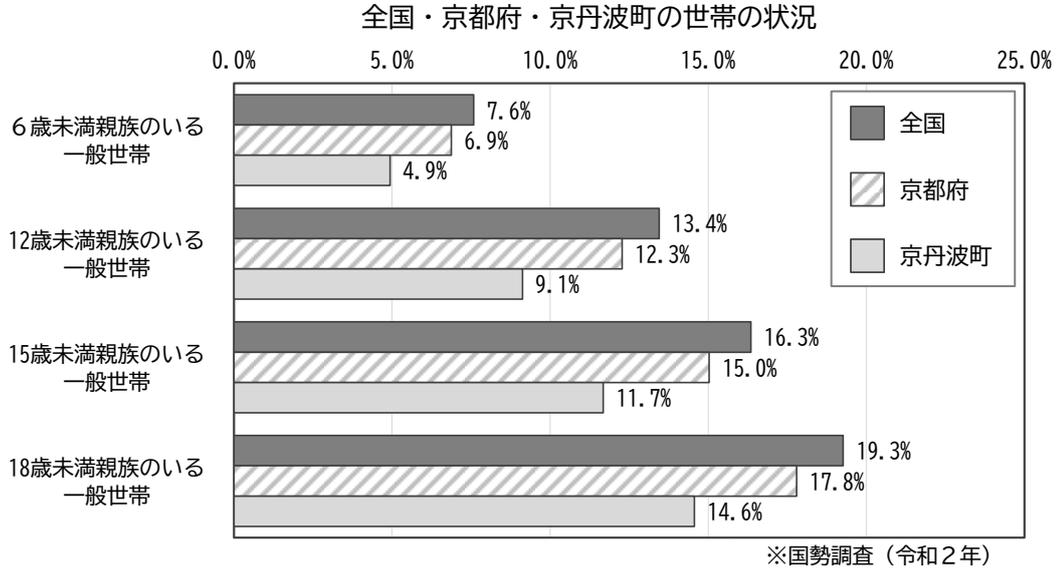




全国と比べ、子どもがいる世帯の割合は低いが、3世代世帯は多い

(3) 世帯構造

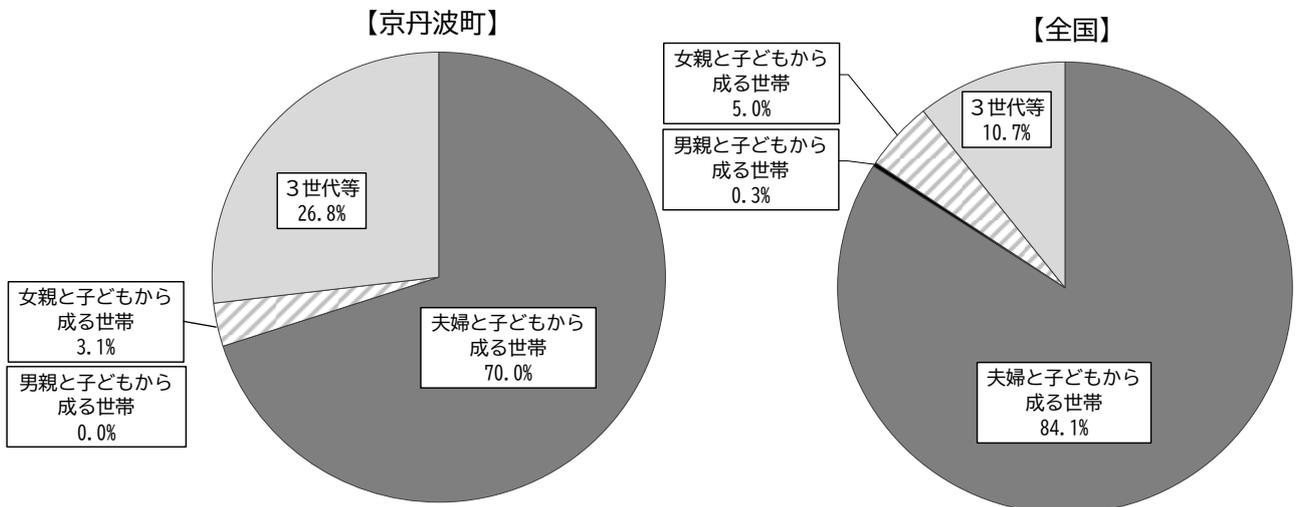
世帯の状況を見ると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は4.9%と、全国の7.6%・京都府の6.9%と比べて少なくなっています。また、他の年齢においても全国・京都府の水準を下回っています。



6歳未満の子どもがいる世帯は257世帯となっています。

本町の6歳未満の子どもがいる世帯のうち、3世代世帯は26.8%となっており、全国の10.7%よりも高い割合となっています。

全国・京丹波町の6歳未満の暮らす世帯構造



【京丹波町】	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	5,205	12,522	350
6歳未満がいる世帯	257	1,196	350
核家族	188	771	257
夫婦と子どもから成る世帯	180	744	248
男親と子どもから成る世帯	-	-	-
女親と子どもから成る世帯	8	27	9
3世代等	69	425	93

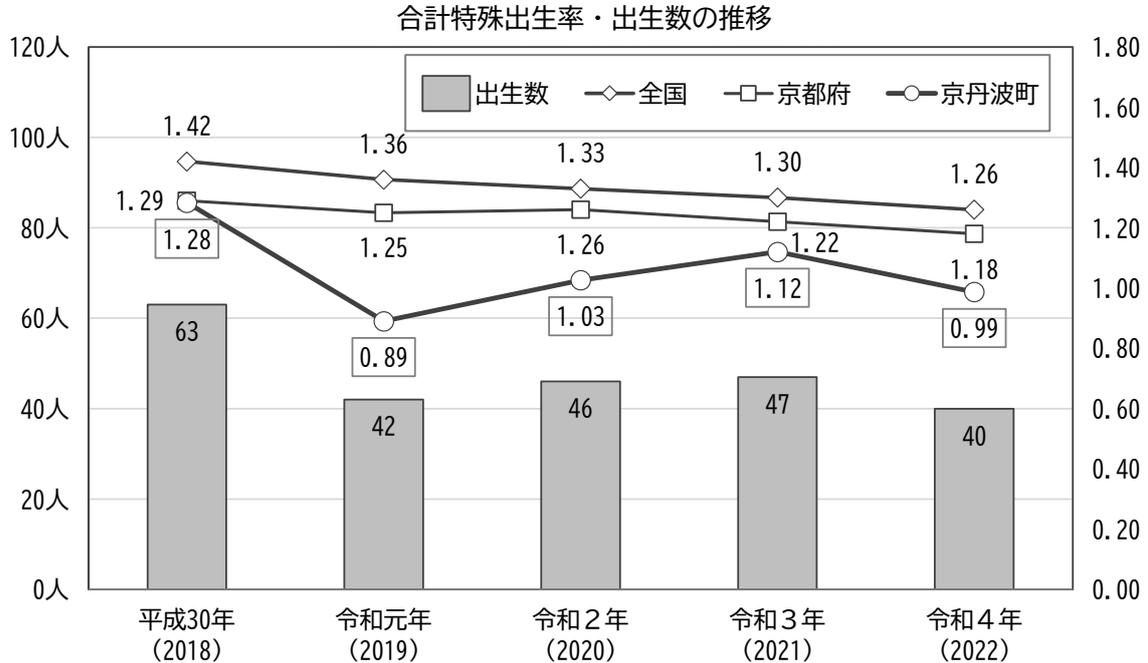
※国勢調査（令和2年）



出生数は減少傾向 合計特殊出生率は国や京都府の数値を下回る

(4) 出生の動向

平成30年以降の合計特殊出生率の推移をみると、国・京都府を下回る数値となっています。出生数についても、平成30年は63人でしたが、令和元年以降は40人台で推移しています。



※合計特殊出生率：国・京都府は人口動態調査、京丹波町は出生数・女性人口により独自算出
出生数：人口動態調査

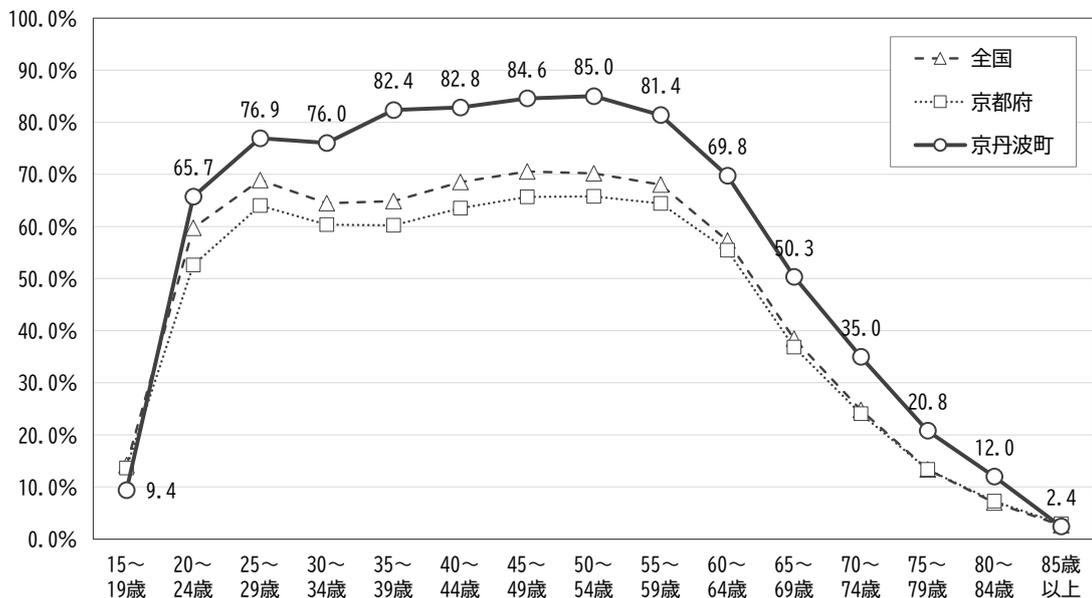


全国と比べ、女性の就業率は高い また、M字カーブは解消傾向

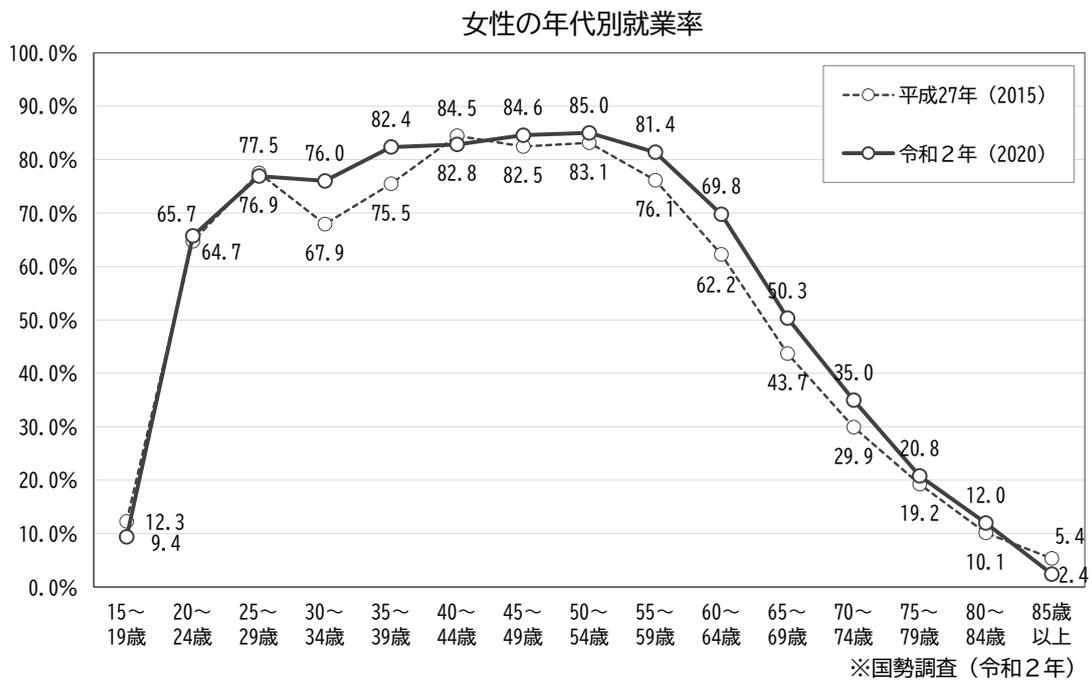
2 女性の就業状況

令和2年の女性の年代別の就業率は、全国・京都府と比べて概ね高い割合となっています。また、平成27年の就業率と比較すると、この5年間で全体的に就業率が上がっているのと同時に、平成27年では、他の年齢層よりも下がっていた30～34歳の就業率が上昇傾向となり、M字カーブ（結婚から出産、育児に伴う女性の離職傾向）の解消がみられます。

全国・京都府・京丹波町の女性の年代別就業率



※国勢調査 (令和2年)



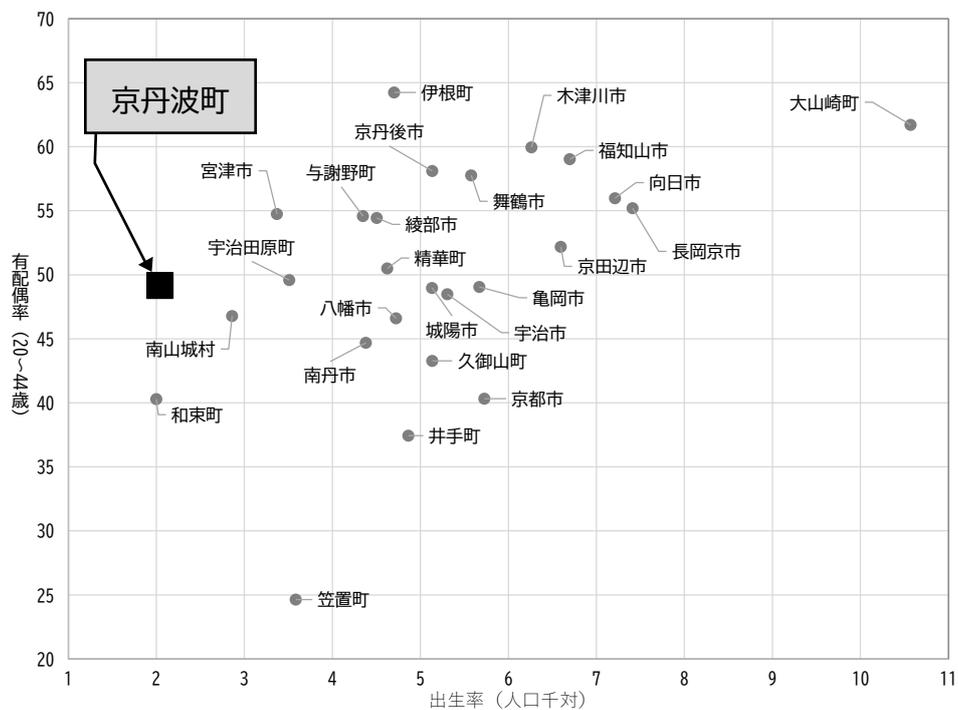
京都府内では特に出生率の低さがみえる

3 有配偶率と出生率の状況

京都府内の各自治体の、20~44歳の有配偶率と出生率（人口千対）についてみると、概ね有配偶率が高い自治体ほど、出生率も高くなっています。

京丹波町は、有配偶率としては府内自治体の中で中間あたりとなっていますが、出生率としては低いところに位置しています。

有配偶率（20~44歳）と出生率（人口千対）の状況



※有配偶率：令和2年国勢調査

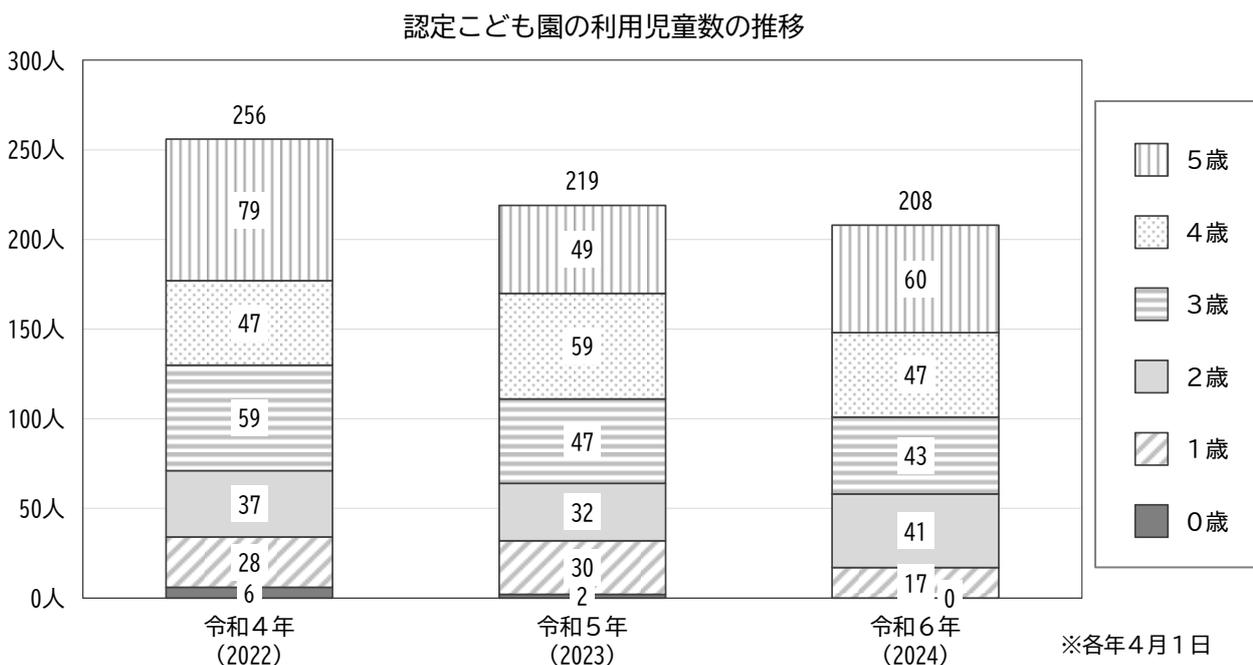
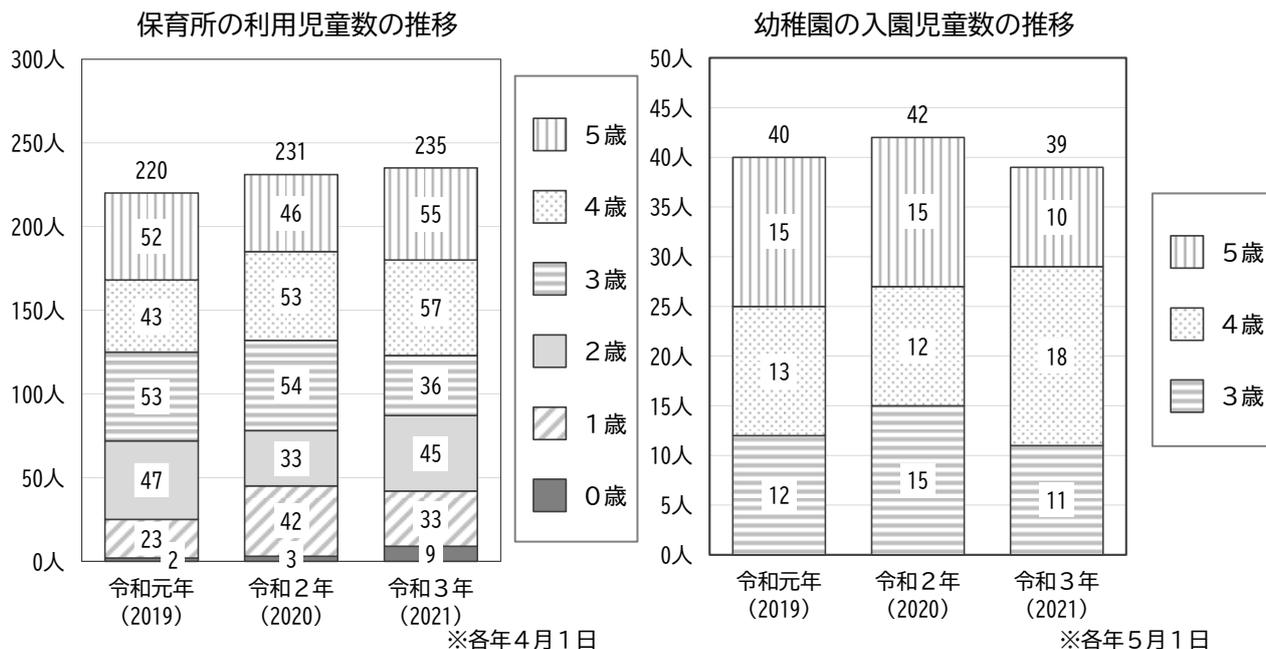
※出生率（人口千対）：令和6年住民基本台帳（1月1日時点）

4 教育・保育サービスなどの状況

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園の利用状況

令和3年までの保育所の利用児童数をみると増加傾向で推移しており、幼稚園の入園児童数をみるとほぼ横ばいで推移しています。

令和4年以降の認定こども園の利用児童数をみると、減少傾向で推移しており、令和6年では208人となっています。また、就学前児童数に占める割合は、年々増加しており、令和4年では75.5%でしたが、令和6年では77.0%となっています。



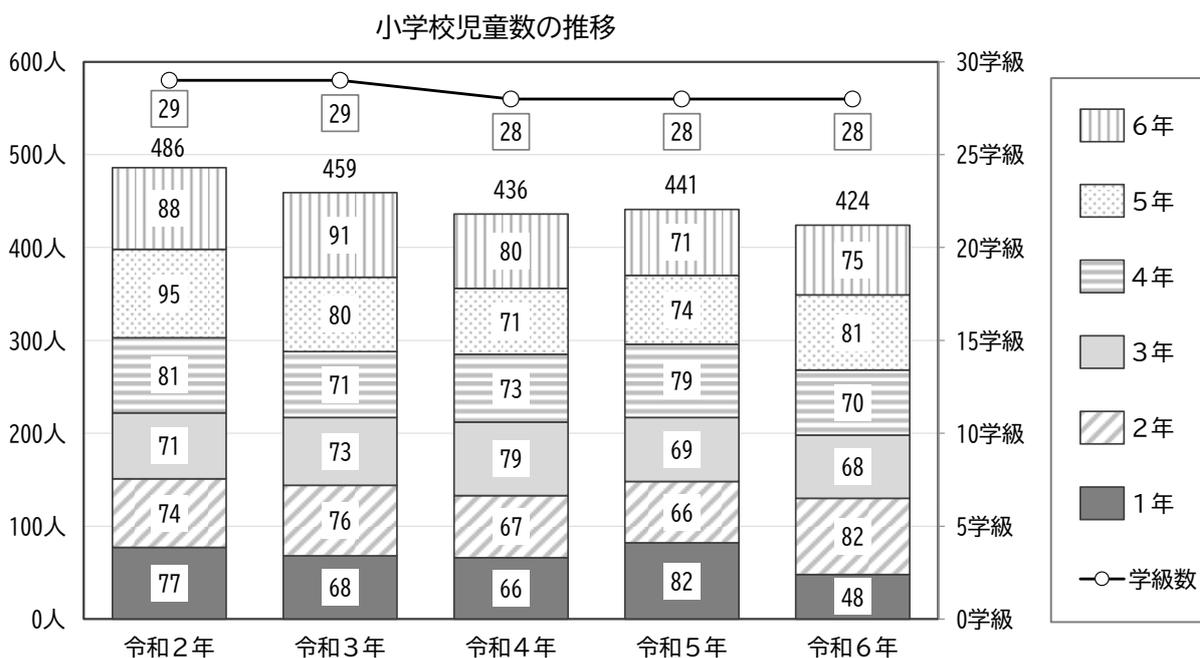
認定こども園の利用児童数と就学前児童数に占める割合の推移

		令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童数 (人)	0歳	49	36	24
	1歳	47	50	39
	2歳	51	43	54
	3歳	60	50	45
	4歳	50	60	48
	5歳	82	50	60
	計	339	289	270
保育所利用 児童数 (人)	0歳	6	2	0
	1歳	28	30	17
	2歳	37	32	41
	3歳	59	47	43
	4歳	47	59	47
	5歳	79	49	60
	計	256	219	208
	たんぱ	148	121	115
	みずほ	63	52	50
	わち	45	46	43
就学前児童数に 占める割合 (%)	0歳	12.2%	5.6%	0.0%
	1歳	59.6%	60.0%	43.6%
	2歳	72.5%	74.4%	75.9%
	3歳	98.3%	94.0%	95.6%
	4歳	94.0%	98.3%	97.9%
	5歳	96.3%	98.0%	100.0%
	計	75.5%	75.8%	77.0%

※各年4月1日

(2) 小学校の状況

町内の5つの小学校の児童数は減少傾向にあり、令和6年は424人と、令和2年に比べ62人の減少となっています。



※各年5月1日

5 地域子ども・子育て支援事業の状況

※事業の内容は、39 ページ～45 ページを参照ください。

(1) 利用者支援事業

令和5年度までは、見込み1か所に対し実績は0か所となっています。令和6年度から瑞穂保健福祉センター内に子ども家庭センターを開設し、相談や情報提供などの支援や関係機関との連絡調整を行っています。

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
実績値	箇所	0	0	0	0	
対計画比	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(2) 地域子育て支援拠点事業

設置箇所としては見込み通りの実績となっており、令和4年度から、「京丹波町子育て支援センター（場所：旧上豊田保育所）」での事業を開始しました。利用人数としては、令和3年度で少し減少しましたが、以降は増加傾向となり、令和5年度は見込みを上回る3,000人以上の利用がありました。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	ニーズ量	人日	2,222	2,173	2,051	1,867	1,880
	ひろば型	箇所	3	3	3	3	3
	センター型	箇所	0	0	1	1	1
実績値	利用人数	人日	1,724	1,082	1,886	3,014	
	ひろば型	箇所	3	3	3	3	
	センター型	箇所	0	0	1	1	
対計画比	利用人数	—	77.6%	49.8%	92.0%	161.4%	
	ひろば型	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	センター型	—	-	-	100.0%	100.0%	

(3) 妊婦健康診査

妊娠届出時（母子健康手帳発行時）に受診券（基本 14 回、追加検査 14 回）を発行しています。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	届出件数	件	63	60	58	55	50
	健診回数	回	882	840	812	770	700
実績値	届出件数	件	58	44	53	43	
	健診回数	回	547	526	441	315	
対計画比	届出件数	—	92.1%	73.3%	91.4%	78.2%	
	健診回数	—	62.0%	62.6%	54.3%	40.9%	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

毎年度、90%以上の訪問率となっており、令和3年度では100%となっています。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	0歳人口推計	人	52	50	48	46	42
	訪問件数	件	52	50	48	46	42
	訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実績値	訪問件数	件	45	50	37	23	
	訪問率	%	97.8%	100.0%	97.4%	95.8	
対計画比	訪問件数	—	86.5%	100.0%	77.1%	50.0%	
	訪問率	—	97.8%	100.0%	97.4%	95.8%	

(5) 養育支援訪問事業等

令和5年度時点では、訪問実績はありません。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	訪問世帯数	件	6	6	6	6	6
	延べ訪問数	件	21	21	21	21	21
実績値	訪問世帯数	件	0	0	0	0	
	延べ訪問数	件	0	0	0	0	
対計画比	訪問世帯数	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	延べ訪問数	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(6) 子育て短期支援事業

令和5年度時点では、利用実績はありません。

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	人日	1	1	1	1	1
実績値	人日	0	0	0	0	
対計画比	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

(7) ファミリー・サポート・センター事業

令和2～3年度では、利用人日が大きく下がりましたが、令和4年度からは元の水準に戻ってきており、見込み以上の利用がみられます。

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	人日	52	48	44	43	42
実績値	人日	0	26	58	71	
対計画比	—	0.0%	54.2%	131.8%	165.1%	

(8) 一時預かり事業

① 認定こども園（令和3年度までは幼稚園）における一時預かり

令和3年度までは須知幼稚園で、令和4年度以降は町内3か所の認定こども園で実施しています。

令和3年度では見込みを上回る利用がありましたが、令和4年度からは須知幼稚園がたんばこども園へ移行したことにより、認定こども園の保育園枠を利用される方が増加したため、一時預かり事業の利用人日としては見込みの2割程度の利用となっています。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	1号認定による利用	人日	199	156	158	154	164
	2号認定による利用	人日	929	467	474	461	493
	実施箇所	箇所	1	1	3	3	3
実績値	利用人日	人日	1,096	903	111	45	
	実施箇所	箇所	1	1	3	3	
対計画比	利用人日	—	97.2%	144.9%	17.6%	7.3%	
	実施箇所	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

※量の見込みについて一部修正

②認定こども園（令和3年度までは幼稚園）以外における一時預かり

令和3年度までは、上豊田保育所での預かりと、子育て支援センター（短時部）利用者であればわちエンジェルとみずほ保育所での預かりにて対応していました。令和4年度以降は、子育て支援センターにおける一時保育事業と、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（下記表内では「ファミサポ」と表記）の乳幼児一時預かりで対応を行っています。

利用人日は、年度によって変動が大きくなっています。令和5年度は見込みの7割程度の利用があり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用も大きく伸びました。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	一時保育	人日	33	33	31	28	28
	ファミサポ	人日	5	4	2	2	1
実績値	一時保育	人日	83	7	1	20	
	ファミサポ	人日	18	9	4	18	
対計画比	一時保育	—	251.5%	21.2%	3.2%	71.4%	
	ファミサポ	—	360.0%	225.0%	200.0%	900.0%	

※量の見込みについて一部修正

（9）延長保育事業

令和3年度までは、上豊田保育所・みずほ保育所・わちエンジェルで、令和4年度の認定こども園開設以降も3園において事業実施しています。

概ね、見込みの7～8割程度の利用がみられます。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	利用人日	人日	77	77	75	70	74
	実施箇所	人日	3	3	3	3	3
実績値	利用人日	人日	53	52	60	57	
	実施箇所	人日	3	3	3	3	
対計画比	利用人日	—	68.8%	67.5%	80.0%	81.4%	
	実施箇所	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(10) 病児・病後児保育事業

令和3年11月から、京都中部総合医療センター内に、亀岡市、南丹市とともに病児保育室「ひまわり」を開設しました。令和5年度は2人の利用がありましたが、引き続き利用者増加に向けた取組を実施していきます。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	利用人日	人日	24	24	24	24	24
	実施箇所	人日	0	0	0	0	1
実績値	利用人日	人日	0	0	0	2	
	実施箇所	人日	0	1	1	1	
対計画比	利用人日	—	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	
	実施箇所	—	-	-	-	-	

(11) 放課後児童クラブ（のびのび児童クラブ）

丹波・瑞穂・和知地区で放課後児童クラブを開設しています。毎年度、見込みを超える利用実績となっています。

		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
量の見込み	1年生	人	29	23	27	29	16
	2年生	人	20	21	16	20	21
	3年生	人	25	27	29	22	27
	4年生	人	17	14	15	16	12
	5年生	人	14	12	10	11	11
	6年生	人	7	7	6	5	6
	計	人	112	104	103	103	93
実績値	計	人	149	151	158	184	
対計画比	計	—	133.0%	145.2%	153.4%	178.6%	

資料2 「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果概要

(1) 調査の概要

①目的

本調査は、令和7年度～11年度を計画期間とする本計画の策定の基礎資料とするため、町民の子ども・子育てに関する実態やニーズ、考え方を把握することを目的として実施したものです。

②調査の種類と実施方法

調査期間：令和6年1月29日（月）～2月13日（火）

調査対象：町内の就学前児童（312人）の保護者

町内の小学生（453人）の保護者

実施方法：町内の認定こども園、小学校に通う児童には所属の認定こども園または小学校を通じて配布

未就園児などその他の児童には郵送

回収方法：児童所属の認定こども園または小学校に提出

子育て支援課への郵送または持参

調査票に記載の二次元コードからWEBで回答

③回収状況

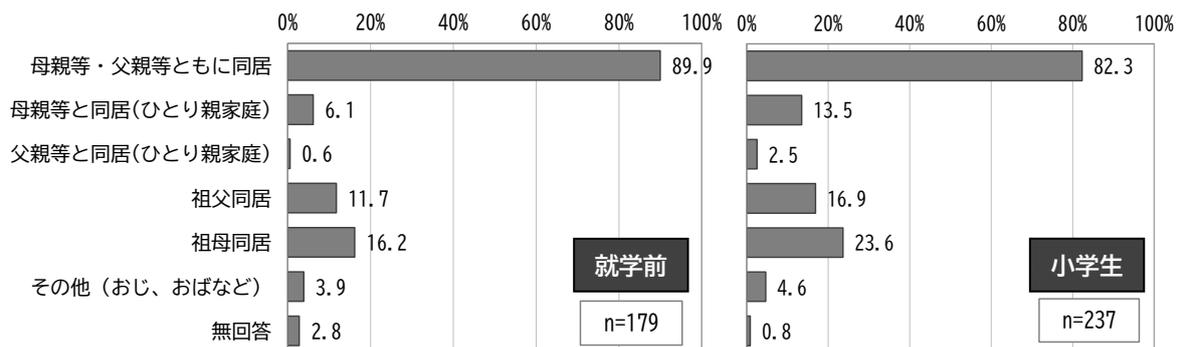
種類	配布数	回答数	回収率（前回）
就学前児童	312票	180票（うち有効179票）	57.7%（57.7%）
小学生	453票	240票（うち有効237票）	53.0%（62.9%）

(2) 調査の結果からみる特徴と課題

アンケート調査からみる本町の特徴や課題は以下のとおりです。

三世帯同居・近居の割合は高めだが、就学前は少し低い

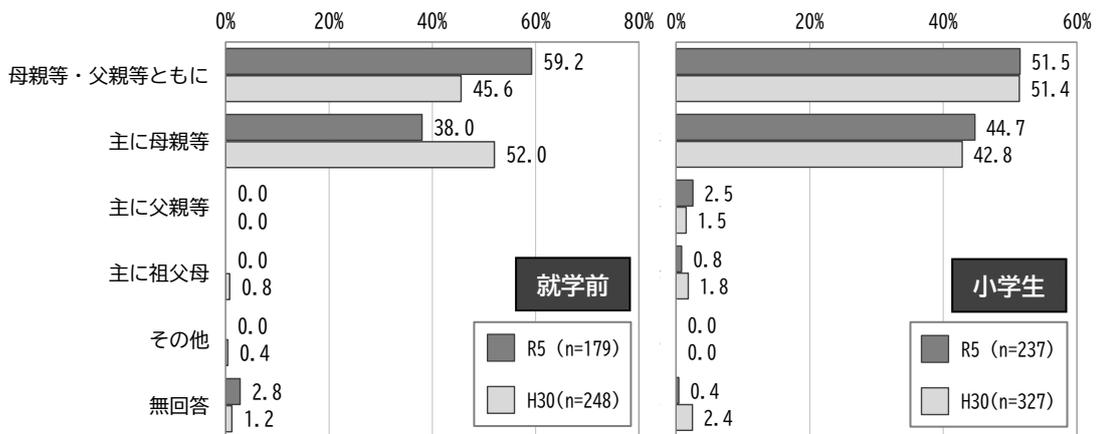
- 三世帯同居の割合が就学前児童は17.9%、小学生は24.1%となっており、小学生の方が高くなっています。近年は三世帯の世帯が減少傾向にあるため、その影響で年齢の低い子どもを持つ世帯ほど三世帯同居の割合が低い可能性があります。



- ・祖父母との同居を含めた近居（車で30分以内）の割合は、就学前児童は85.5%、小学生は86.1%でした。また、前回調査の平成30年度の調査結果をみると、本町は近くに祖父母がいる割合が近隣と比べ高めとなっています。

子育てに参加する父親は増加傾向

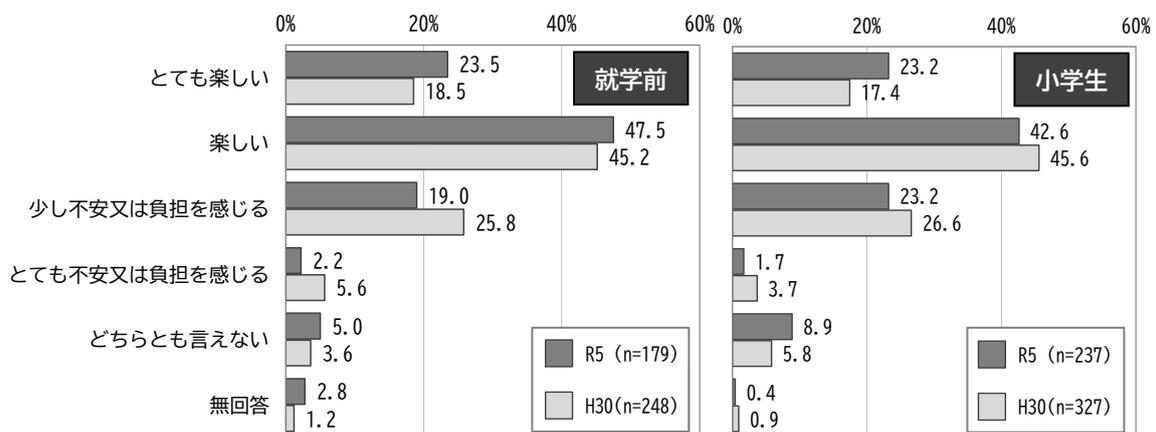
- ・就学前児童は「母親等・父親等ともに」が59.2%と最も多く、次に「主に母親等」が38.0%でした。前回調査では「主に母親」が52.0%で1位、「父母ともに」が45.6%で2位でしたが、順位が逆転し子育てに参加する父親等が増加している傾向がみられます。
- ・小学生は「母親等・父親等ともに」が51.5%と最も多く、次いで「主に母親等」が44.7%となっており、前回調査から大きな変化はありませんでした。



- ・関連して、育児休業についての質問では、男性の育休取得割合が増加（2.4%⇒6.7%）しています。

子育てを楽しんでいる方は増加傾向 一方で負担を感じる方も2割程度

- ・就学前児童は「とても楽しい」が前回と比べると5ポイントの増加、「楽しい」も増加傾向です。小学生も「とても楽しい」が前回から6ポイント程度増加しています。
- ・一方で、子育てに対して「不安・負担」を感じている方の割合は、就学前児童で21.2%、小学生で24.9%ありました。



教育や将来の教育費への不安を抱える方が多く増加傾向

【子どもに関する悩み・不安】

- ・就学前児童、小学生ともに「子どもの教育や将来の教育費」が1位でした。(前回の1位：就学前児童「子どものしつけ」、小学生は今回と同じ「子どもの教育や将来の教育費」)

	就学前		小学生	
1位	子どもの教育や将来の教育費	46.9%	子どもの教育や将来の教育費	44.7%
2位	食事や栄養	41.3%	病気や発育・発達	32.5%
3位	子どものしつけ	37.4%	友達づきあい(いじめ等を含む)	27.0%
4位	病気や発育・発達	30.2%	子どもとの接し方	25.3%
5位	子育てで出費がかさむ	24.6%	子どもとの時間がとれない	18.1%

- ・前回から増加した項目としては、就学前児童では「食事や栄養」(29.0%⇒41.3%)が、小学生では「病気や発育・発達」(24.5%⇒32.5%)と「子どもとの接し方」(19.9%⇒25.3%)が挙げられます。

【保護者自身の悩み・不安】

- ・就学前児童の保護者で、「子育てによる身体の疲れが大きい」と回答した方が、前回の15.3%から今回は26.3%と、大きく増加しています。

相談相手は家族や友人などの身近な人が多い

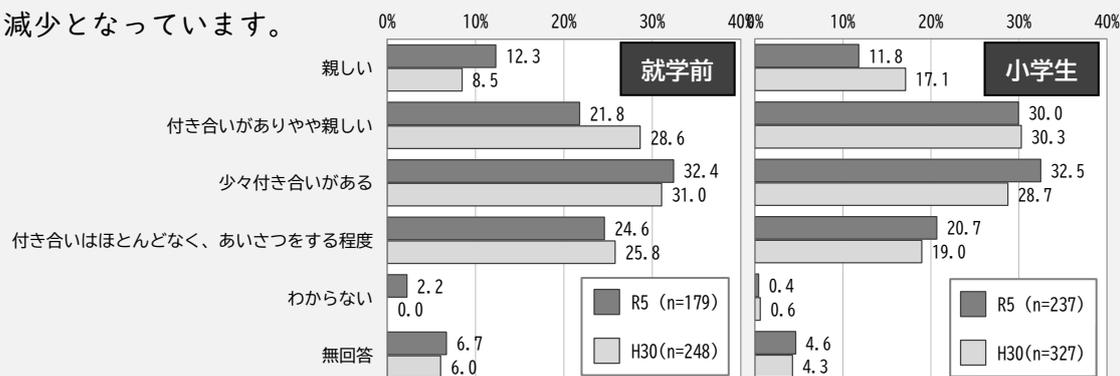
- ・いずれも「配偶者」、「友人や知人」、「祖父母等の親族」が多く、多くの保護者が身近な人に相談をしている状況です。
- ・相談相手が「いない／ない」との回答が就学前児童で3.9%、小学生で6.8%あり、上記の傾向とあわせて、相談体制のあり方について検討する必要があります。

コラム 子育て世帯のご近所づきあい

アンケート調査では、ご近所や地域の人々とお付き合いの状況についても質問し、就学前児童と小学生のいずれも「少々付き合いがある」が32%程度で最多でした。

就学前児童で2番目に多かったのが「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」でした。一方で、「親しい」と答えた方が前回から4ポイント程度アップしていることも分かりました。

小学生では「親しい」と答えた方が前回から5ポイント減ったものの、「付き合いがありやや親しい」、「少々付き合いがある」も含めると74.35%で、前回調査の76.1%とからはわずかな減少となっています。

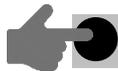
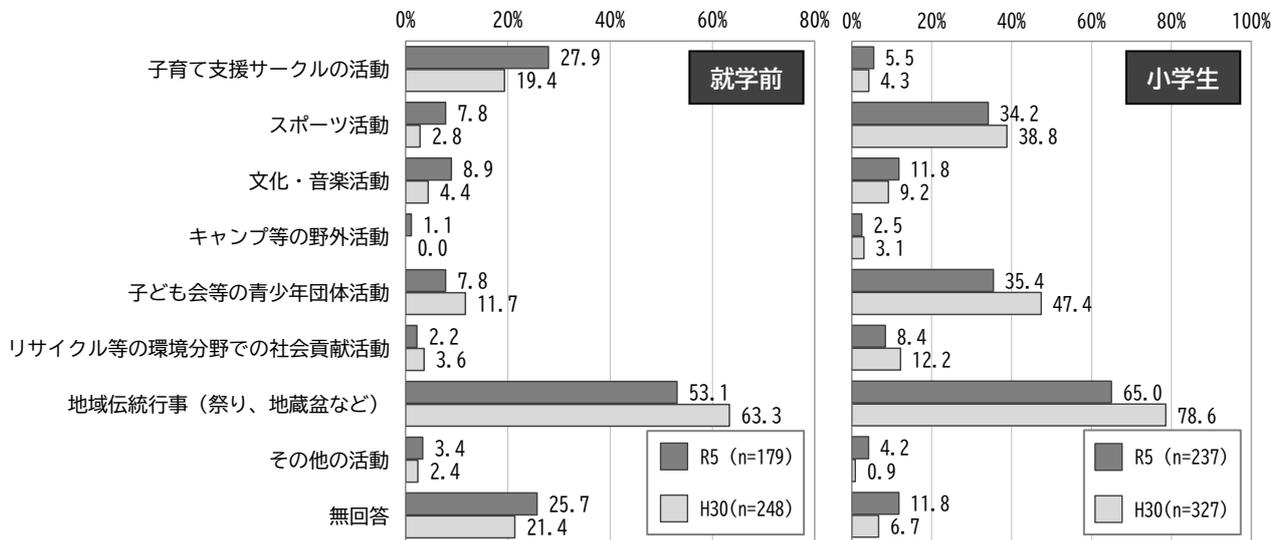


子育てなどに悩む方が孤立することがないように、地域コミュニティの中で情報を“つたえ愛(合い)”できるような子育て環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



祭りなどの伝統行事へは半数以上が参加 しかし減少傾向でもある

- ・就学前児童、小学生ともに「地域伝統行事（祭り、地蔵盆など）」が多いですが、前回と比べると減少しています（就学前児童：63.3%⇒53.1%、小学生 78.6%⇒65.0%）。「伝統行事への参加は、子どもの外向性をはぐくむ重要な社会体験」であるため、子どもの参加を維持、または促進する取組が必要と考えられます。



貧困状況はほぼ全国水準並み

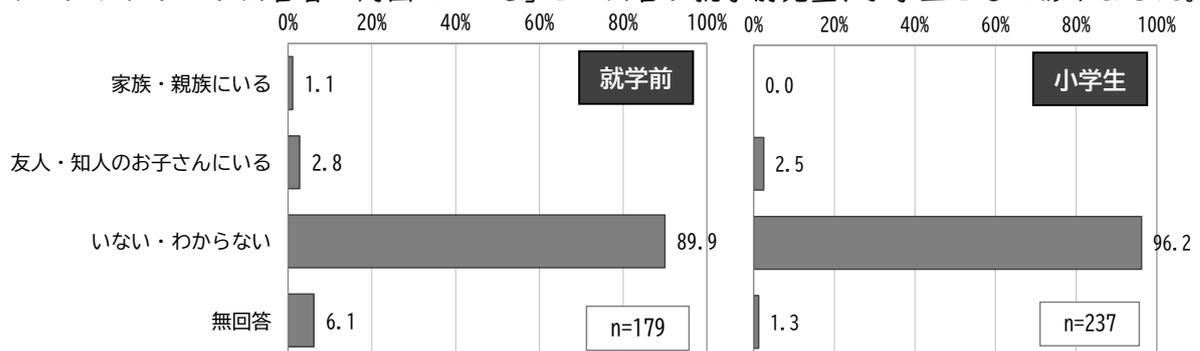
- ・貧困（生きるうえで必要最低限の生活水準が満たされていない絶対的貧困）の状況は、全国との値とほぼ同じ割合となっています。

	町アンケート 就学前	町アンケート 小学生	参考：全国の18歳未満のいる世帯 (2017年)
食料が買えない	11.2%	16.4%	16.9%
衣類が買えない	14.0%	20.2%	20.9%
電気・ガス・水道料金の滞納	7.8%	8.9%	電気：5.3% ガス：6.2% 水道：5.3%



「身近にヤングケアラーがいる」という回答がある

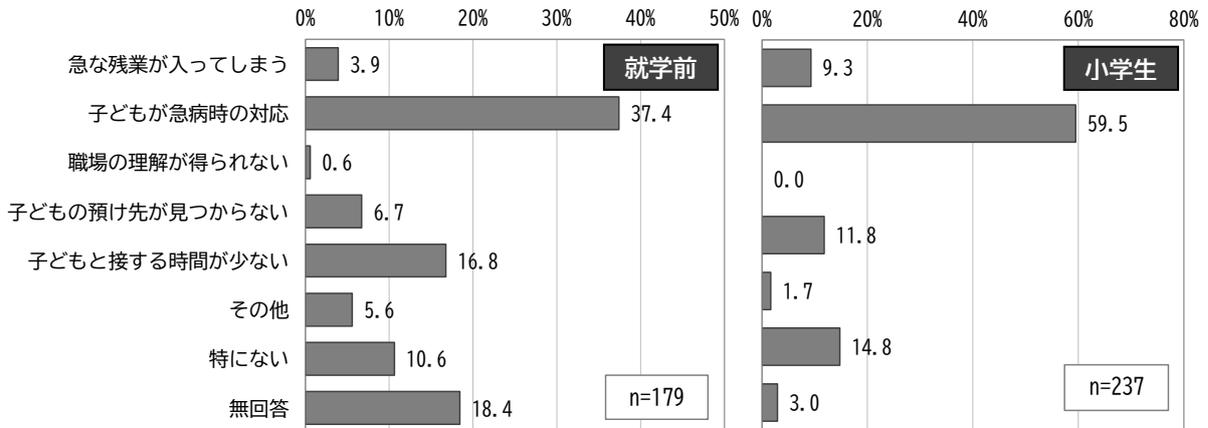
- ・ヤングケアラーが回答者の周囲に「いる」との回答が就学前児童、小学生ともにありました。



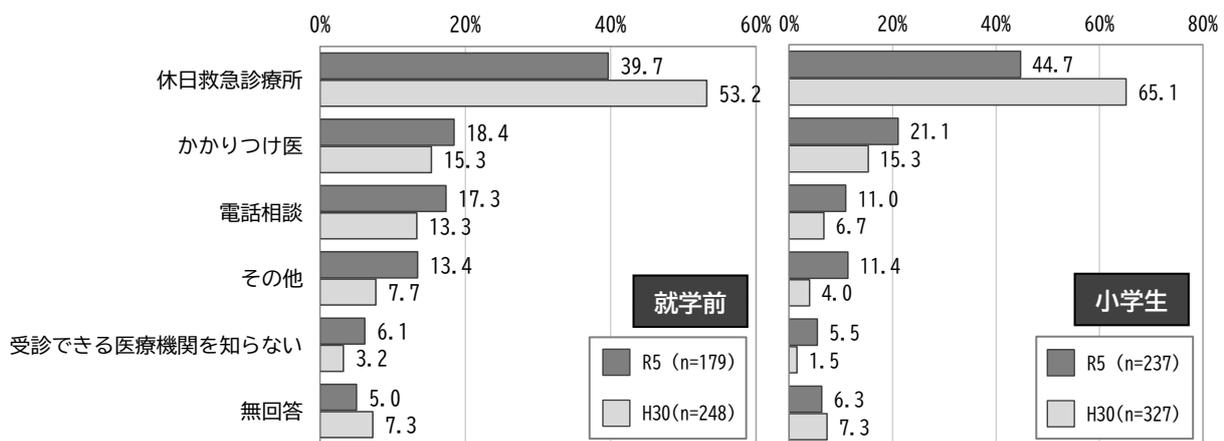


急病時や医療に関する部分が仕事と子育ての両立に関しても課題

- ・「仕事と子育ての両立で大変だと感じていること」でも、「子どもが急病時の対応」が就学前児童（37.4%）と小学生（59.5%）でともに最多でした。



- ・子どもの急病時の対応については、就学前児童、小学生ともに、「休日救急診療所」が前回と比べて大きく減少しています（就学前児童：53.2%⇒39.7%、小学生 65.1%⇒44.7%）。



- ・関連して、「もっと子育てしやすいまちとするために必要なこと」や自由記述欄でも医療面の充実やドラッグストアを求める声が多くありました。



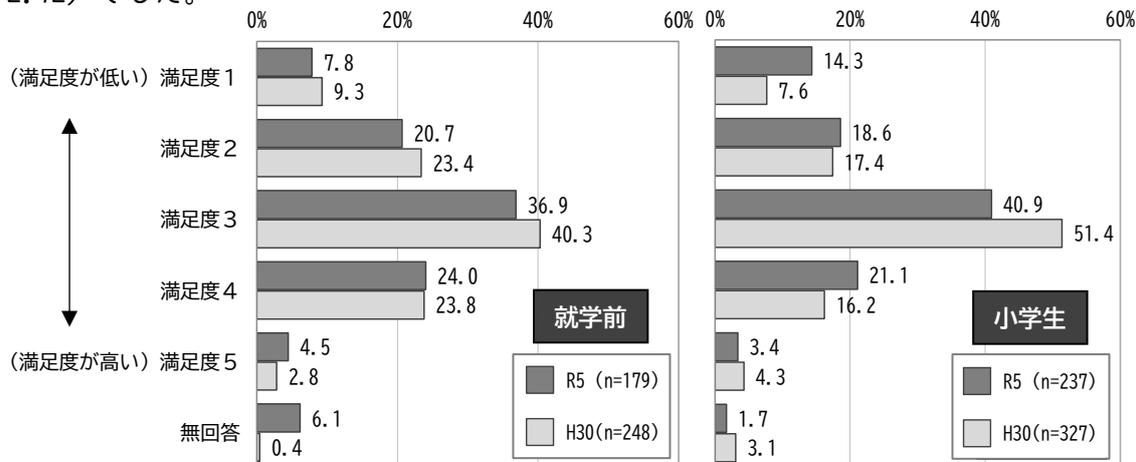
スマホ・タブレットは、この1～2年で与えるようになった保護者が多い

- ・就学前児童では、子どもにスマホやタブレットを与えている（動画を見せたり、ゲームで遊ばせるなど）割合は73.2%でした。年齢を問わず、ここ1～2年で与えるようになった保護者が多いことが分かりました。
- ・小学生では、子どもにスマホやタブレット（学校配布のものを除く）を持たせている割合は48.9%とほぼ半数でした。また、子どもにスマホやタブレットを持たせた年齢は、小学1～3年生の低学年では、小学校に入る前や小学1年生などの早い段階であることが分かりました。
- ・小学生の休日の利用時間は、「5時間以上」が18.1%で、2番目に多い割合でした。



子育ての満足度（5点満点）：就学前児童 2.96 小学生 2.80

- ・満足度は「3」が最多で、平均点は就学前児童が 2.96（前回 2.87）、小学生が 2.80（前回 2.92）でした。



子育て情報の入手先は、インターネット・園や学校・町広報が上位

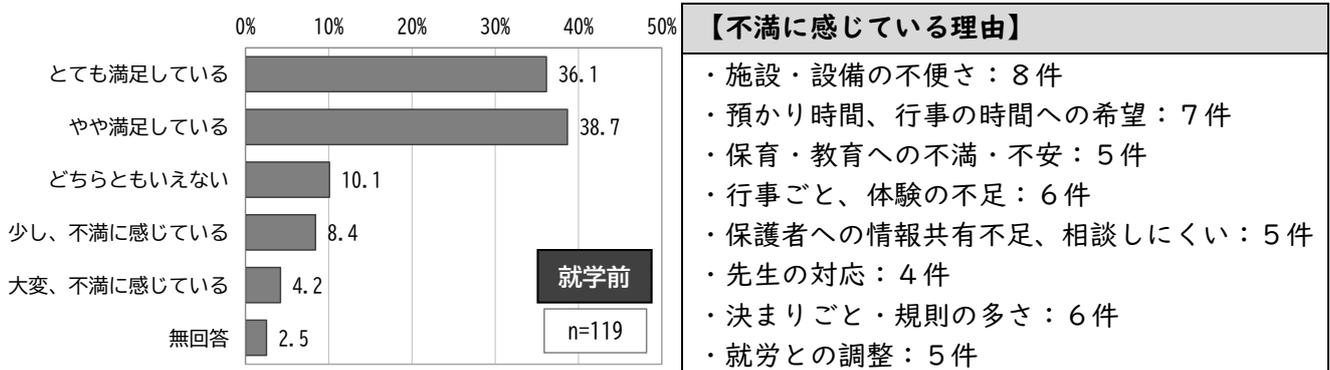
- ・いずれも、「インターネット」、「子どもの所属する認定こども園または小学校」、「市町村の広報やパンフレット」が40%を超える数字となり、情報の入手手段として多くの方が利用していることが分かりました。
- ・情報入手手段の年齢別の傾向として、0歳から3歳までは「インターネット」を通じた情報の入手が多く、4歳になると「インターネット」と「市町村の広報やパンフレット」が同率で1位となり、5歳では「市町村の広報やパンフレット」が1位となっています。

	就学前		小学生	
1位	インターネット	55.3%	小学校	45.6%
2位	認定こども園・幼稚園・保育所、学校	42.5%	インターネット	45.1%
3位	市町村の広報やパンフレット	41.3%	市町村の広報やパンフレット	40.1%
4位	友人・知人	29.1%	友人・知人	35.0%
5位	保健福祉センターなどの市町村の機関	11.2%	保健福祉センターなどの市町村の機関	11.8%



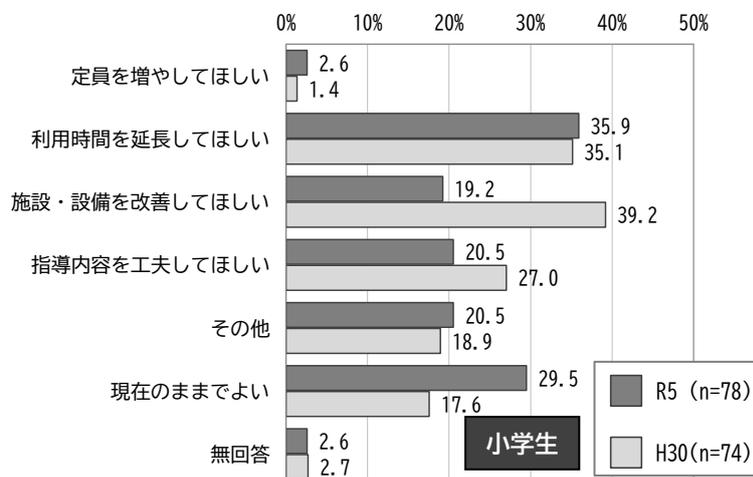
利用者のほぼ全員が、希望の園を利用できていると回答

- ・就学前児童の保護者のうち 66.5%が教育・保育を利用しており、利用者のほぼすべてが町内の認定こども園を利用し、そのうちのほぼ全員が希望する園や施設を利用できていると回答しています。
- ・認定こども園利用者の中で、「不満に感じている」と回答した方の合計は 12.6%で、設備や預かり時間、行事や体験の不足、規則などについて不満を感じておられることが分かりました。



学童保育の利用時間延長への要望は依然高い

- ・前回と比べると、「施設・設備を改善してほしい」(39.2%⇒19.2%)と「指導内容を工夫してほしい」(27.0%⇒20.5%)が減少し、「現状のままでよい」が増加しています(17.6%⇒29.5%)。一方で「利用時間を延長してほしい」は 35.9%と、依然として多い傾向にあります。



子育て支援として、経済面・交通面への支援を望む声が多い

- ・就学前児童では経済的支援の充実(給食費や保育料の負担軽減など)、医療の充実(休日・夜中でも受診できる小児科や近隣の医療施設など)、遊ぶ場所の充実(公園や雨の日でも遊べる場所など)、保育や預かりの充実などへの要望が多くありました。
- ・小学生では、通学にかかる交通費や移動時間の負担、習い事や遊びに行く際の送迎の負担など、交通や移動手段についての要望が最も多くみられました。次いで休日保育や学童保育の充実が多く、就学前児童と同様に経済的支援の充実や医療の充実への要望もありました。

スポーツ、文化活動など

- ・クラブ活動の時間や種類を増やしてほしい
（サッカー、ドッジボール、バスケットボール、水泳、バレー、テニス、卓球、バドミントン、家庭科、サイエンスなど）
- ・みんなでスポーツをしたい、野球をしたい
- ・将棋教室に行ったり、油絵をしたい

相談する場所

- ・なんか相談できる所（なんでも）
- ・色々話したりできたらいいなと思います

いろいろな人と交流したい

- ・全学年でケイドロをしてみたいです
- ・学校で月1ぐらいで別の学年と交流したいです（一緒に遊ぶ、給食を食べる、勉強する、クラブ活動、など）
- ・中学校で一緒になる友達との交流イベントをしてほしい
- ・土曜日と日曜日に剣道とか趣味のクラブに参加できている人々と友達になれたらうれしい

遊ぶ場所

- ・のびのび児童クラブに行かない人でも、友達と安全に遊べる場所があればいいと思います
- ・大人も利用できる木のアスレチックを作してほしい
- ・木をいっぱい使って、ボルダリングのしせつを作してほしい
- ・学校林だけじゃなく、いつでも自由に入れる広い森がほしい
- ・サッカーをたくさんしたいので芝生があればいいなと思います
- ・学校にホッケーの芝生が欲しい・体育館を使える時間を増やしてほしい



食事、おやつ

- ・おやつを再開してほしい（学童保育）
- ・長期の休み以外でお弁当を持って遠足に行ける日を作ってほしい（いつも学校に帰って給食なので）
- ・土曜日や学校が休みの時、お昼に子ども食堂をしてほしいです

こんな学校にしたい

- ・ちくちくことばを完全に無くす学校にしたいです
- ・クラスの人数が増えてほしい
- ・着たい人は着られる制服のようなものがあるとうれしい
- ・学校かくれんぼ（テレビ番組の企画）をやってみたい

課外活動をしたい

- ・学校で遠足やバス旅行に行きたいです
- ・校外学習などで自分できっぷを買って電車に乗りたい
- ・楽しく勉強したいので、放課後にタブレットで漢字や九九や音楽をしたいです
- ・朝運動（友走ランニング・なわとびなど）をすれば、体が温まるのでしてみたいです
- ・長い休みの時に物作りイベントが学童保育でやりたいです

いろいろな活動をしたい

- ・クッキー、おかず、みそづくり
- ・大なわとび大会やゲーム大会、手品
- ・有名なスポーツ選手に学校に来てほしい



資料3 パブリックコメント実施概要

(1) 実施内容

- 募集事項：「第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画（素案）」について
- 実施期間：令和6年11月6日（水）～令和6年11月20日（水）
- 募集対象者：
 - ・町内に住所を有する方
 - ・町内に事業所等を有する方
 - ・町内に通勤・通学している方
- 閲覧場所：
 - ①京丹波町役場本庁舎（子育て支援課、交流ラウンジ「こだち」）
 - ②京丹波町瑞穂支所
 - ③京丹波町和知支所（和知支所、教育委員会）
 - ④京丹波町中央公民館（教育委員会 丹波分室）
 - ⑤京丹波町図書館（中央館、瑞穂分室、和知分室）
 - ⑥京丹波町立認定こども園（たんばこども園、みずほこども園、わちこども園）
 - ⑦京丹波町子育て支援センター
- 周知方法：京丹波あんしんアプリでの通知
文字放送の実施

(2) 実施結果

- 意見総数：意見提出者0人

資料4 第2期計画の進捗・達成状況の概要

第2期計画では施策の達成状況を把握するための指標（目標数値など）を定めており、それに基づいた計画の進捗・達成状況を整理しました。

(1) 評価の方法

第2期計画にて設定した各目標指標に関して、直近の令和5年度時点の実績の達成度を4つの評価基準で点数化（A：達成率が100%以上＝100点、B：達成率が80%以上100%未満＝75点、C：達成率が60%以上80%未満＝50点、D：達成率が60%未満＝0点）して評価しました。

さらに、6つの基本目標ごとに平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（※平均値が高いほど良い評価となる）

(2) 基本目標、基本施策ごとの評価

計画全体の評価（平均点）	65.0点
基本目標1の評価	68.9点
基本目標2の評価	50.0点
基本目標3の評価	67.9点

基本目標Ⅰ 子育てのできる環境づくり

(1) 子どもの健やかな成長のための環境づくり

	H30実績 (初期値)		R5実績 (現状値)	R6 (目標値)	評価	平均
① 子どもや母親の健康の確保						
妊婦・乳児相談（参加率）	37.7%	↗	47.8%	45%	A	55.0 点
マタニティ・産後ヨガ教室（参加率）	36%	↘	27.7%	40%	C	
産後ケア事業の実施（紹介者の利用率）	-	-	100%	100%	A	
ベビーマッサージ教室（参加率）	41.3%	↘	23.1%	55%	D	
乳幼児健診（受診率）	99.0%	↘	96.7%	100%	B	
フッ化物塗布（受診率）	20%	↗	23.9%	50%	D	
ブックスタート事業（乳児前期健診受診率）	100%	→	100%	100%	A	
予防接種事業（MR予防接種2期接種率）	95.8%	↘	90%	95%以上	B	
子宮頸がん検診（受診率）	20.9%	↗	29%	50%	D	
乳がん検診（受診率）	15.0%	↗	32%	50%	C	
② 食育の推進						
乳幼児前期・後期健診における個別栄養指導（実施率）	100%	→	100%	100%	A	100.0 点
家庭や地域及び校種間連携の実施校数	9校	↗	11校	9校	A	
地域学校協働活動推進事業による取組学校数	5校	→	5校	5校	A	
③ 小児医療の充実						
土曜診療の実施	月2回 (第2、第4)	→	月2回 (第2、第4)	月2回	A	100.0 点
医療機関の情報提供（広報お知らせ版への掲載）	毎月	→	毎月	毎月	A	
乳幼児健診（事故防止啓発の実施率）	100%	→	100%	100%	A	

(2) 子どもの豊かな人間性をはぐくむ環境づくり

	H30実績 (初期値)		R5実績 (現状値)	R6 (目標値)	評価	平均
① 未来の親の育成						
福祉施設訪問、ボランティア体験活動の実施学校数	8校	↘	1校	8校	D	46.4 点
園外保育、保育体験実習の実施園数	園外保育 3園	→	3園	園外保育 3園	A	
	保育体験実習 1園	↗	2園	保育体験実習 3園	C	
スポーツ少年団活動実績(小学生の加入率)	47%	↘	19%	50%	D	
ライフデザイン教育推進事業(参加率)	8%	↗	33%	35%	B	
職場体験学習実施校数	3中学校	→	3中学校	3中学校	A	
総合型地域スポーツクラブ活動実績(クラブ数)	4クラブ	↘	0クラブ	4クラブ	D	
② 子どものこころをはぐくむ教育の充実						
図書室の環境整備(設置室数、新規購入冊数)	6室	↘	4室	6室	C	71.9 点
	628冊	↗	3,298冊	733冊	A	
学習支援員配置事業(配置校数)	8校	→	8校	8校	A	
教育相談事業の充実 (スクールカウンセラー配置) (まなび・生活アドバイザー配置)	4校	→	4校	4校	A	
	1人	→	1人	1人	A	
教育・保育施設の整備	0園	→	0園	1園	D	
地域学校協働活動推進事業実施校数	5小学校	→	5小学校	8小中学校	C	
コミュニティ・スクールの導入	1校	↗	5校	6校 和知・瑞穂は 小中合同	B	
③ 思春期保健対策の充実						
喫煙・飲酒・薬物の乱用防止に関する指導	8校	→	8校	8校	A	100.0 点
④ 子どもの健全育成の推進						
子ども相談窓口の充実(専用電話対応件数)	1件	↘	0件	5件	D	0.0 点
⑤ 学校・家庭・地域社会の連携						
子ども・子育て審議会(開催回数、主な審議事項)	3回	→	3回 評価及び策定	5回 見直し及び策定	A	100.0 点
子どもを守る地域ネットワーク協議会(開催回数)	代表者会議 2回	→	代表者会議 2回	代表者会議 2回	A	
	実務者会議 6回	→	実務者会議 6回	実務者会議 6回	A	
	関係機関研修会 1回	→	関係機関研修会 1回	関係機関研修会 1回	A	

基本目標2 子育て・親育ちのできる体制づくり

(1) 安心して楽しい子育て支援体制づくり

	H30実績 (初期値)		R5実績 (現状値)	R6 (目標値)	評価	平均
① 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実						
子育て支援者数	10人	↘	9人	25人	D	16.7 点
子育て支援センター及び未就園児園庭開放日の設定(実施回数、延べ参加者数)	(幼) 6回 (保) 476回	↘	135回	年400回	D	
	(幼) 50人 (保) 1,531人	↘	1,453人	2,000人	C	
② 子育て支援のネットワークづくり						
子育て支援センター事業(単独事業延べ参加人数・交流事業延べ参加人数)	924人	↘	721人	1,400人	D	0.0 点
③ 子どもに関する専門的な支援の充実						
児童虐待相談窓口の広報	お知らせ版 4回 イベント 2回	↘	5回	毎月	D	66.7 点
障害児保育への対応(実施就学前教育・保育施設数)	3園	→	3園	3園	A	
児童手当(特例給付含む)支給率	100%	→	100%	100%	A	

(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた体制づくり

	H30実績 (初期値)		R5実績 (現状値)	R6 (目標値)	評価	平均
① 子育てと仕事を両立するための意識啓発						
起業セミナーの女性受講率	28%	↗	50%	50%	A	100.0 点
② 働きやすい環境づくり						
就学前児童の保護者の育児休業の取得状況(母親・父親)	80%	↘	79.8%	90%	B	66.7 点
	3%	↗	9%	10%	B	
広報お知らせ版への求人情報掲載事業所数	8社	↗	13社	20社	C	

基本目標3 みんなでつながり子どもをはぐくむ郷づくり

(1) 子どもが安心・安全に育つ地域づくり

	H30実績 (初期値)		R5実績 (現状値)	R6 (目標値)	評価	平均
① 安心・安全な環境の整備						
通学路安全点検（実施回数）	2回	↗	3回	2回	A	100.0 点
街頭啓発活動（達成率）（年4回の交通安全運動）	100%	→	100%	100%	A	

(2) 子どもをはぐくむ地域・コミュニティづくり

	H30実績 (初期値)		R5実績 (現状値)	R6 (目標値)	評価	平均
① 地域で子どもをはぐくむ意識の醸成						
園児と地域住民の交流事業（実施回数）	保育所 11回 幼稚園 3回	↗	認定こども園 25回	認定こども園 15回	A	87.5 点
住民自治組織結成の推進（旧小学校区単位程度を想定した結成率）	57%	→	57%	71%	B	
② 子育てを支える地域活動の推進						
子育て支援団体などの交流事業（開催回数）	1回	→	1回	1回	A	33.3 点
もうすぐ1年生事業	1回	-	事業終了	1回	-	
職場体験学習	3中学校	↘	0校	3中学校	D	
子育て応援成事業	6件	↘	2件	6件	D	

資料5 計画根拠法 関連条文

(1) 子ども・子育て支援法

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法

第二章 行動計画

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(3) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

第二章 基本的施策

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

資料6 京丹波町子ども・子育て審議会委員名簿

【任期：令和5年4月1日（委嘱の日）～令和7年3月31日】

敬称略

	選出区分	所属・役職	氏名（敬称略）
1	関係団体から推薦を受けた者	京丹波町民生児童委員協議会 主任児童委員	寺谷 すま子
2	関係団体から推薦を受けた者	京丹波町母子寡婦福祉会 会長	谷山 和子
3	関係団体から推薦を受けた者	京丹波町社会福祉協議会 事務局長	津田 勝二
4	関係団体から推薦を受けた者	子育てサロンさくらんぼ 委員	北村 慶子
5	関係団体から推薦を受けた者	京丹波町国際交流協会 多文化共生委員長	森 正恵
6	関係団体から推薦を受けた者	住民自治組織連絡協議会 会長	奥井 光春
7	子どもの保護者	あそび広場もこもこ 代表	藤巻 靖子
8	子どもの保護者	たんばこども園保護者会 会長	一谷 さおり （～R6.3.31） 山根 里香 （R6.4.1～）
9	子どもの保護者	みずほこども園保護者会 会長	中谷 瑞希 （～R6.3.31） 川中 愛映 （R6.4.1～）
10	子どもの保護者	わちこども園PTA 庶務・会計	廣瀬 聖香
11	子どもの保護者	京丹波町PTA連絡協議会 会長	森山 聡子 （～R6.3.31）
		京丹波町PTA連絡協議会 副会長	原澤 宏之 （R6.4.1～）
12	子どもの保護者	須知高校PTA 副会長	古澤 恭子 （～R6.3.31）
		須知高校PTA 会計	保ヶ部 幸子 （R6.4.1～）
13	学識経験のある者	学識経験者	藤田 道子（副会長）
14	学識経験のある者	学識経験者	西田 三郎
15	公募による町民・町長が認めた者	公募委員	明田 良子（会長）
16	公募による町民・町長が認めた者	公募委員	松村 美穂
17	福祉、保健、医療、教育等に 関係する者	京都府南丹保健所 福祉課長	保城 幹雄 （～R6.3.31） 原田 寿樹 （R6.4.1～）
18	福祉、保健、医療、教育等に 関係する者	京丹波町校（園）長会	上畑 君代（下山小学校） （～R6.3.31） 入江 貴美子（竹野小学校） （R6.4.1～）

○アドバイザー

佛教大学副学長

原 清治 教授

資料7 子ども・子育て審議会開催経過

年月日	内 容
令和5年 10月4日	<p>★令和5年度第1回子ども・子育て審議会</p> <p>説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て審議会について ・子ども・子育て支援事業計画について <p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査について
令和6年 1月29日 ～2月13日	<p>第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の実施</p>
令和6年 1月31日	<p>★令和5年度第2回子ども・子育て審議会</p> <p>説明事項</p> <p>第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票完成版について ・アンケート調査の現時点の進捗状況について <p>審議事項</p> <p>子ども・子育て支援事業計画の令和4年度進捗状況の評価等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業について ・第5期審議会からの引継ぎ事項について <p>グループワーク</p> <p>【テーマ】子どもたちのためにできること</p>
令和6年 3月1日	<p>★令和5年度第3回子ども・子育て審議会</p> <p>アドバイザー 佛教大学副学長 原 清治教授による講演</p> <p>【テーマ】ポストコロナの時代を生きる子どもたち</p>
令和6年 5月29日	<p>★令和6年度第1回子ども・子育て審議会</p> <p>説明事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て審議会について <p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について <p>グループワーク</p> <p>【テーマ】京丹波町の子どもと子育てに必要なこと</p>
令和6年 7月18日	<p>★令和6年度第2回子ども・子育て審議会</p> <p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・第3期子ども・子育て支援事業計画に盛り込む事業案について <p>グループワーク</p> <p>【テーマ】第3期計画の基本理念・目標</p>

令和6年 10月2日	<p>★令和6年度第3回子ども・子育て審議会 審議事項 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の素案について</p>
令和6年 11月6日 ～11月20日	<p>パブリックコメントの実施</p>
令和6年 12月10日	<p>★令和6年度第4回子ども・子育て審議会 説明事項 ・第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画(案)へのパブリックコメントの結果について 審議事項 ・第2期京丹波町子ども・子育て支援事業計画(現行計画)の令和5年度進捗評価について</p>
令和7年 1月23日	<p>★令和6年度第5回子ども子育て審議会 説明事項 ・第2期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況へのご意見などについて 審議事項 ・第3期京丹波町子ども・子育て支援事業計画の内容確定について ・答申書の内容確認について</p>

*「説明事項・協議事項」は主なもののみを抜粋しており、ほかにも諮問内容に関する事項を適宜審議しました。

【あ行】

■アウトリーチ型

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

■M字カーブ

女性の年齢別労働力率をグラフで示した際に、労働力率が結婚や出産期にあたる年代において低下し、その後再び上昇する現象のことで、グラフの形がアルファベットの「M」に類似している。

■親育ち

子の成長とともに保護者も学び育つこと。

【か行】

■キャリア教育

子どもや若者がキャリア（個人の職業履歴・経験等）を形成していくために必要な能力や態度の育成をめざす教育的働きかけ。

■京丹波あんしんアプリ

京丹波町とつながるすべての人のための、京丹波町公式の情報アプリ。スマートフォンやタブレット等に、行政などからの情報をお届けする。

■協働

NPO、団体、企業、行政といった立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的や目標のために連携・協力してともに働くこと。

■子育て

子ども自身が、自らの力で心身ともに成長すること、また子どもたちが主体的に育ちの模索を行うこと。

■子育て支援センター

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

【さ行】

■次世代育成

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援すること

■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■社会福祉協議会

地域社会の中で、住民の自主的な活動の中核となって福祉活動を推進し、保健や福祉上の様々な問題を一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体のこと。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域での福祉活動の推進を図るための活動を行っている。社会福祉協議会は全国すべての市町村、都道府県・指定都市に設置され、それぞれが独立しながら、同時にそのネットワークにより活動を進めている。

■食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成 17 年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

【た行】

■特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」。

【は行】

■パブリックコメント

行政機関が計画や規則などの設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

■PTA連絡協議会

町内の PTA が、より活発に活動を行えるよう支援することを目的とした社会教育団体。

■ボランティア

自発的に社会公益活動を行う人やその活動そのものを示す。団体として活動するものや個人が日常で行う公益活動や善意の行動がある。

【ま行】

■マタニティマーク

妊産婦に対するやさしい環境づくりをめざした国民運動「健やか親子21」の推進検討会で公募により選ばれたマーク。妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけることで、まわりの人々が妊産婦への配慮を示しやすくすることを目的としている。

■まなび・生活アドバイザー

経済・家族・子育て等のことについて一緒に考え、必要に応じ制度や支援先、専門家などを紹介する、こころ以外の相談をする福祉職。

【や行】

■ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

■幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす。

【ら行】

■ライフステージ

就職、結婚、出産、子育てといった人生の変化を節目で区切るそれぞれの段階のこと。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。仕事だけでなく家庭や地域生活なども充実できるよう、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきとされている。

第3期 京丹波町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：京丹波町 子育て支援課

〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

Tel : 0771-82-1394 Fax : 0771-82-0446



京丹波

KYOTAMBA

